

第267回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第267回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年6月28日（金）14:55～17:52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○就労条件総合調査（厚生労働省）

2. 実施要項（案）の審議

○金融庁ネットワークシステムの運用支援業務（金融庁）

3. 実施要項（変更案）の審議

○国立病院機構の物品調達業務（（独）国立病院機構）

4. 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の事業譲渡に関する対応について（国土交通省）

5. その他

<出席者>

（委員）

小林主査、井熊副主査、石堂副主査、尾花副主査、佐藤専門委員、廣松専門委員、
大山専門委員、小尾専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室 野地室長、小平分析官、
八戸室長補佐

大臣官房統計情報部 企画課 統計企画調整室 田邊室長

（金融庁）

総務企画局 情報化統括室 稲田総括課長補佐、山口電算機専門官

(独立行政法人国立病院機構)

本部企画経営部 岩井部長

(国土交通省)

大臣官房 技術調査課 高村室長、牧角課長補佐

(事務局)

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第267回入札監理小委員会を開催します。

本日は、厚生労働省の「就労条件総合調査」の事業評価（案）、金融庁の「ネットワークシステムの運用支援業務」の実施要項（案）、国立病院機構の「物品調達業務」の実施要項変更（案）、国土交通省の「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の事業譲渡に関する対応、について審議いたします。

最初に、厚生労働省の「就労条件総合調査」の審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室野地室長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○野地室長 それでは、私、野地から御説明させていただきたいと思います。よろしく御願いたします。

資料1を使いまして、「就労条件総合調査」の23年度・24年度の実施状況について、ポイントを中心に御説明いたします。

最初に、この調査について簡単に御説明いたします。この調査は、30人以上の労働者がいる企業約6,000社を対象にいたしまして、年1回実施しています。調査する内容は、労働時間や有給休暇の取得状況など毎年調査する項目と、それから、賃金制度や退職金制度などローテーションで調査する項目とに分かれております。

まず、1ページの「事業の概要」でございます。委託している事業の内容は、調査に用いる調査票などの印刷・発送、そして、回収・受付・督促などの業務でございます。業務の委託期間は、平成23年9月～平成26年3月までの2年7か月と一見半端な期間になっています。しかし、毎年度年末年始に調査を実施していますから、年度の後半に業者に委託している業務が集中していますので、このような期間となっております。具体的には、年1回の調査を23年度から25年度までの3回実施する分となっております。今回の報告では、このうち23年度と24年度に実施した調査の業務についてまとめています。受託事業者は、総合評価落札方式で決めています、現在は凸版印刷株式会社です。

同じページの中ほど以下に「確保すべき質の達成状況及び評価」が書かれています。1の「有効回答率」ですが、3月31日はその年度の業者が行う最終日です。その日以降の業務は我々厚生労働省が引き継いでおります。4月に入ってから提出される調査票もございませので、最終結果は、3月31日より少し高い数値となっております。表にある「上回ることとする水準値」とは、厚生労働省が直接この調査を実施いたしました最後の年になります平成19年度の実績になります。平成19年度は、現在と同じ郵送で調査を実施しましたが、それぞれの企業を所管している労働基準監督署が回収や督促を実施しております。また、その右にあります「目標とする水準値」とは、平成16年度～18年度の3か年の実績の平均値に、調査対象が今と若干違っていましたので、その分の調整をいたしまして計算したものでございます。現在は郵送によって調査を実施しておりますので、このときは、調査員が企業を訪問していましたので、高い回収率を確保できていたわけですが、現在、

郵送になっておりますので、この水準を郵送で実現するのはなかなか難しいと考えられるところですが、民間の創意工夫に期待して、目標として掲げたものでございます。

1 ページの下にある表では、これらの目標との関連で回収率を見えています。23年度の最終の回収率は、全体で71.1%と「上回ることとする水準」を達成いたしました。企業規模別に見ても、どの規模でも最終結果は「上回ることとする水準」を達成しているところでございます。24年度については、23年度以上に受託事業者は回収に努力したところでございますが、全体では68.5%と「上回ることとする水準」を達成しましたが、企業規模5,000人以上を初めとして規模が大きいくところでは、回収率が「上回ることとする水準」を達成することができませんでした。

24年度の回収率が低かった原因についてちょっと御説明させていただきます。これは、24年度の調査が23年度のものより回答に手間がかかる内容であったことが一番の大きな要因でございまして。具体的に申し上げますと、24年度は退職給付に関して調査していきまして、この退職給付の調査では、回答する項目数が例年より多くなるだけでなく、24年1年間に退職した方の一時金だけではなく、年金を現在価値に直していただくとかそういったこともございますので、ちょっと回答に手間がかかることがあり、特に規模が大きいくところについては退職者も多くなりますので、最大30人お書きいただくこととなりますので、この辺が、規模が大きいくところで回収率が特によくなかったということの原因であると考えております。

2 ページの図に、回収率を確保するために業者が行いました業務が簡単にまとめてあります。字がちょっと小さくて大変申しわけないのですが、この図で簡単に御説明いたします。23年度は実線で、回収率の推移とか督促の時期を図示してございまして、ちょっとこの表には入っていないのですが、調査実施前の11月に調査対象の企業に挨拶状を送付するところから回収率の確保に関する業務が始まりまして、12月に調査票を配付して、1月に入ると調査票の回収が始まります。1月下旬以降、督促はがきを2回、督促電話を3回実施した結果、前述のとおり、全体での回収率は71.1%となりまして、「上回ることとする水準」を達成して、規模別に見ましても、全ての規模で「上回ることとする水準」を達成いたしました。

24年度の回収率の動きなどは破線で示されておりますが、調査実施前には、挨拶状を送ることに加えまして、規模5,000人以上の企業には電話で直接協力を依頼いたしております。それから、24年度は、23年度よりはがきや電話の督促を開始する時期を早めまして、特に電話の督促には力を入れまして、23年は合計4,500件の電話でしたが、24年度は合計7,500件と、前年より大幅に件数をふやしたところでございます。調査対象の企業からの問い合わせへの対応については3～4ページに書いてありますが、専用のコールセンターを設け、オペレーターに研修を実施し、Q&Aを作成して効率的に業務を実施しております。問い合わせの件数は、23年度・24年度とも900件余りです。問い合わせをいたしました企業に対して、我々厚生労働省からアンケート調査を行いましたところ、受託事業者の対応はおお

むね好評であったことがわかりました。

6 ページにまいりますと、実施経費の状況について御説明しているところですが、平成19年度が厚生労働省で調査全体を実施した最後の年になりますが、この年に、現在委託している業務の実施にかかった費用は約2,800万円となっております。これを3年分に換算いたしますと、約8,500万円となります。他方、今回の委託費は3年分で約6,000万円ですから、3年間で約2,500万円の費用を削減できることとなります。

以上、ポイントを駆け足で御説明いたしました。我々としては、当事業は全体として良好な実施状況であると考えておまして、次期においては、新プロセスに移行した上で事業を実施することとしたいと考えております。

最後に、次期の予定について簡単にコメントさせていただきたいのですが、本調査の現在の契約は今年度まででございます。26年度以降の調査については、来年度の初めに3か年分の調査業務について入札を実施する予定でございます。調査の内容とか、委託する業務については、現在のものと変える予定はございません。しかしながら、インターネットを活用して調査を実施する業者がふえているところでございますので、郵送とインターネットを併用して調査を実施するという業者の提案も受け付けることとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、厚生労働省の「就労条件総合調査」の内閣府の評価（案）について御説明いたします。資料Aを御覧ください。

3 ページ、IIの「評価」ですが、平成23年度は、全体の有効回答率及び全ての企業規模階層において、「目標とする水準」は下回ったものの、「上回ることとする水準」を上回り、達成すべき質は確保されたものと評価しております。24年度については、23年度と同様、「上回ることとする水準」を上回ったところですが、企業規模階層においては、「上回ることとする水準」及び「目標とする水準」を下回り、小規模階層においては、「上回ることとする水準」は上回ったことから、達成すべき質は概ね確保されたものと評価しております。なお、24年度の中大規模階層において、「上回ることとする水準」を達成できなかった要因として、平成24年度調査では、周期年で把握する調査項目があったことから、調査客体の記入負担が大きかったことが原因として考えております。

次に、4 ページ（イ）「評価」を御覧ください。受託事業者は、調整した作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施や問合せ・苦情対応、個票審査、それぞれにおいて受託事業者が工夫して業務を実施しており、また、厚生労働省の審査によって指摘を受けなかったことを確認し、評価できるとしております。

次に（2）の「実施経費」でございます。実施経費を、従来の実施経費の平成19年度と

比較すると、削減額としては、24,747,300円、年間にすると8,250,000円削減されており、評価できるとしております。

最後に、3の「評価のまとめ」ですが、本事業は概ね良好な実施状況であり、「新プロセス運用に関する指針」に規定する移行基準を満たしているため、次期事業においては、新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられるということで評価しております。

以上で説明を終わります。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○石堂副主査 新米な委員なものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

説明の冒頭で6,000社という数字が出てきたのですけれども、この企業規模別5層に分けているわけですが、これはそれぞれ1社と考えたら、その6,000がほぼこの5層に均等に配分されていると考えていいのですか。

○野地室長 それは誤差率等を考えまして、例えば5,000人以上の企業ですと、企業数自体も少し少なくなっておりますので、5,000人以上の規模ですと、サンプルが例えば24年度ですと337で、他方、例えば30～99人でいきますと、日本全国で見ると、物すごい数の中小企業が多いわけなので、その中から一定の誤差の範囲内になるように考えますと、サンプルとしても多く必要になってまいりますので、我々の調査では、24年度1,991社選ばせていただいております。全体で6,144です。

○小林主査 階層別に何社ですか。

○野地室長 先ほど5,000から申し上げましたが、1,000～499人が944社、300～999人が1,313社、100～299人が1,559社、30～99人が1,991社でございます。

○石堂副主査 実は24年度の分で、上のほうの300～999人、1,000～4,999、5,000以上というところが、実施結果のところでは、いずれも「上回ることとする水準」に達してないのですね。これは、5層に分けたうち3つの層が達していないのに、「おおむね達成している」という評価に行くところがちょっと違和感があったのですけれども、そこは今の社数等も勘案して、いいだろうとお考えになっているということですか。

○野地室長 事業としては、確かに上のほうの規模については、先ほど申し上げましたが、回答にかなり手間がかかることもあって、国が実施していたらどうであろうという比較で考えますと、恐らく似たような数字になったのではないかと。やはり規模の高いところではどうしても回収率が確保できない。また、その一方で、今回の受託事業者は、督促について非常に力を入れてやっていたところがございますので、そういう意味で事業としては適切に執行されているのではないかとこのように考えたところがございます。

○石堂副主査 もう一点、コストの比較のところですが、国がやっていたときにはという数字が出てくるわけですが、今、契約額と単純に比較できるのかなというところが

ちょっと気になるのですけれども、19年度実施経費で、28,309,000円があるのですけれども、これは例えば人件費とかそういうものをどういうふうに勘案されているのかというところが1つと。

それから、もう一つ、先ほどの説明の中でも、回答したのは4月以降の分は、厚労省御自身でもって整理されているとなっておりますが、そうすると、契約額の外でそれを加えなければならないのではないのですかと、この2点をお聞きしたいのです。

○野地室長 それは19年度の分については、私の担当の前だったので、ちょっと記録を見たところでは、人件費についてもきちんと推計に入れております。ただ、4月以降の分についてどの程度きちんと見ているかというのは正直なところわからないのですが、そんなに大きな金額には換算されないとは思いますが。

○石堂副主査 結局、3月末日までに回収されない、業者さんによっては整理されない部分が全体のごくごく少ないというのであれば、0.0何%なのか、全部のうち例えば30件とか、そういうことで無視してもいいでしょうということができるようにしていただいたほうがいいのかなと思います。実際のところは、遅れてきたものが3通であっても30通であっても、私は作業的にはそんなに変わらないだろうという気がするのですね。

○小林主査 加えて、厚生労働省さんがやっていたときも、3月31日時点で切ってしまって、そこまで有効回答率を達成していたのか、それとも、4月に入ってから、追加的な作業をやってこれを達成していたのか、そこはちょっと確認させていただきたいと思います。

○野地室長 当時も、4月に入ってから来たものも入れていたということでございます。

○小林主査 そうすると、今、石堂委員から御質問があったところは、この作業トータルとしては、この契約は3月31日までですから、その後の厚生労働省の追加的な作業を含んだ金額なのかどうか、それは比べている金額なのかわからないのですけれども、言うことはわかりますか。

○野地室長 ただ、4月に入ってから回収にかかって、今、我々4月に入ってから、今回も多少督促をしたりとかいうことはありますが、そんなに大きな金額に換算できる量ではないと思います。

○小林主査 石堂先生の御心配になっている人件費といいますか、その部分は例えば人工でカウントして、それに単価というかそれを掛けていくのだということだと思いますので、4月以降の作業分については、例えば同じように人工で把握したときに0.何人分とかというような単位、それほどの作業量ではないという理解でいいということですか。

○野地室長 現在、私ども調査担当合計3人おまして、その人たちが全て追加の督促をやっているわけではないので、本当に0.何人/月とかそんな感じになります。

○石堂副主査 それを細かく出してもらうのはまたコストのかかる話であって、あんまりあれだと思うのです。ただ、資料的に、求めるほうがこういうスタイルをとっているのかもしれませんが、結局、円まで数字が出ていますからね。削減額24,747,300円と言ってい

ると、単位未満ですとなかなか言えなくなりますから、ざばっとしたところどのくらいなのかという感じで、この2,400万に対して、例えばせいぜい10~20万の単位ですということであれば、もう議論する意味もないかなと思いますのでね。

○小林主査 それは、実施要項に「実施に要した経費」という欄があって、そこでちゃんと人工もカウントした部分での経費が出ているから、それと比較しているという理解でいいですね。事務局、その理解でいいですね。

○事務局 そうです。

○小林主査 その価格がベースになって、市場化をやった結果として、この価格で委託されたということなので、比較の対象としては、合理性があると思います。

○石堂副主査 4月以降も入っていたということですか。

○小林主査 それは入ってないのですね。多分入ってなくて、「実施に要した経費」は、多分3月31日時点でカウントしている。

○石堂副主査 そうしたら、これで合っているということですね。

○小林主査 はい。

○石堂副主査 わかりました。

○井熊副主査 今回の回答率の評価の仕方ですけれども、全体的に23年度も24年度もおおむね確保されたというのは、今回の回答率の評価の仕方としてはやや雑な感じがします。まず、ここの目標とする水準は、この調査において何だったのかというのはよくわからない。基本的には、両方とも目標とする水準には達してないので、「上回ることをする水準」は上回ったと。最低限のところはできたけれども、何らかの理由によって目標とする水準には達しなかったというのが正しい評価でしょう。

それから、24年度に関しては、先ほどのいろいろ手間がかかるというところは、大規模な会社に対してかかったのであれば、大規模な企業においてはこれこれこういうことで達成はできなかったけれども、小規模については達成できているとか、ただし、いずれにしても目標とする水準にはこれこれこういう理由で達してなかったとか、そういうふうに正確に書いたほうがいいのではないかという感じがします。

○小林主査 今の井熊先生の指摘は、多分、厚生労働省がおつくりになったほうは、こういう状況ですというようなことで、全体を評価してみると、良好な実施状況であるというようになっているのですけれども、どちらかという内閣府の評価（案）の書きぶりについてですね。

○井熊副主査 そうですね。

○小林主査 評価（案）のほうの書きぶりは、今、御指摘にあったようなふうに修正する必要があるのではないかと思います。

○事務局 承知しました。

○小林主査 そういう書きぶりにしても、厚生労働省のほうも大丈夫ですか。

○野地室長 事実でございますから、それはもちろん委員の先生の御指摘のとおりでござ

います。

○石堂副主査 評価の書き方を、23年度はこうですよ、24年度はこうですよと書いてあるのですけれども、23年度、24年度と要するに2か年通じて見るとどうだということは、評価としては書かないのですか。あくまでも単年度、単年度の評価を並べるだけなのですか。

○事務局 23年度と24年度で、調査する項目も多少違うこともありまして、年度ごとに比較したほうが適切ではないかと判断し、内閣府の案としても、年度ごとに分けて評価しております。

○石堂副主査 ただ、新プロセスに行ってもいいのではないかという話になってくると、ある年度が非常によかったり、ある年度が悪かったというのを並べても、なかなか判断できないですね。結局、評価対象全体のところを見てどうかというのが必要なのではないかという気がするのですけれども、今までそういうやり方をとってきてないというのであれば、急に変わるわけにはいかないのかもしれませんがね。

○小林主査 24年度の結果、3階層にわたって下回ったというのが、今までちょっと余りない結果です。大体は、ほぼ目標とする水準で、設定された水準は達成しているところが多かったので、それで、書き方というか、こういう違う状況があったのでという書きぶりになってしまったのだと思うのですけれども、先ほど井熊先生から指摘があったとおり、このレベルは達成しているものの、大規模になるほど達成されてないわけで、その部分は十分事実として確認した上で、どうしてそうなっているのかということを加えたほうがよろしいのではないのでしょうか。そのときに、先ほど規模によって誤差率を勘案して、数が何社かというのが書いてなかったじゃないですか。それはどこかに書いたほうがよろしいのかなという気もしますが、それはいかがですか。

○野地室長 評価の参考になるということであれば、それはここに書き加えると想定はしてなかったのです。

○小林主査 多分石堂先生の懸念も、全体は達成しているけれども、それぞれ各階層のN数が違うので、その部分が微妙に各数が違うじゃないですか。全体の数と有効回答数というので最終的にはトータルではそこでなっているけれども、規模ごとの数が違うので、その部分で調整が働いてしまっているのではないかという懸念があるけれども、実は、規模が大きくなるほど、337社とかということで、かなり数が違うので、数が違うところで、全体としては達成されているというふうに、この68.5%を見ると、その部分の解釈の仕方が変わってくるのではないのでしょうかという意味合いもあると思います。

評価のほうに数を書いていただいたほうが明確になると思いますので、そこはちょっと工夫してもらっていいですか。

○事務局 承知しました。

○小林主査 それは年度によって数も若干違うのですね。

○野地室長 転廃業とか、特に小さい規模のところではいろいろ若干ございますので、多少年により数はずれてきます。ただ、大まかな数はほとんど同じではございます。

○石堂副主査 あとは、先ほど井熊先生がちょっと触れられた「目標とする水準」の意味ですね。こういう置き方をしているケースはたくさんあるのではないかという気がするのです。要するに、「上回ることをする水準」と目標と別々に水準を定めている。このときに、「目標とする水準」は一体何なのですかということについて共通認識があるのですか。というのは、これを見ても、24年度の30～99人のところが70.3というのが唯一目標とする水準を上回っている。それ以外は全然達してないわけですね。それでも順調だということになると、目標の水準は、はっきり言って、どうでもいい数字ですということになってしまふような気がします。

○小林主査 一応これはストレッチゴールなんですね。だから、頑張ってもらえたらここまで本当は達成してもらいたいというストレッチゴールだと思うのですがけれども、普通は多分こういうストレッチゴールは設定してないですね。

○事務局 ないと思います。

○小林主査 評価（案）に入れるのはやめたほうがいいかもしれない。

○石堂副主査 はい。

○廣松専門委員 ただ、私の記憶で言うと、先ほど伺ったときに、ローテーション項目があって年度によって報告者の負担がかなり違うところがあります。たしかそれを考慮して、特に平成19年がまさにさっきの話で、職員調査から民間事業者に変わったという点、それから、ローテーション項目で19年のところが重い。24年の5年前の調査だったということ。そこで、それ以外の年に関しては、ここで言う目標とする数値を業者さんには実現してほしいという書き方という趣旨で書き込んだというような記憶があります。

○石堂副主査 もしそうだとすれば、この目標とする水準に対する達成率みたいなものを作って、超えてはいないけれども、率と率の計算になりますけれども、9割以上の目標値に近づいているとか、何かそういうことでおおむね良好という結論を引き出すのに使うなら使ってもいいかと思います。いずれにしても、さっき井熊先生がおっしゃったように、「目標とする水準は何なんですか」というのが、意外と関係者間でもはっきりしてないのかなという感じを受けますね。

○井熊副主査 先ほど廣松先生から、行政がやったほうが回収率は一般的に高いのだという話がありましたけれども、一般的にそういう傾向であれば、民間に任せただけからといって、何も上がってないということをおんまりグレーにして書くよりは、今、先生が言われたような形で、達成はこのくらいだったということをニュートラルに書けばいいのではないかと思います。

○小林主査 主に事務局に言っているから、事務局が反応しないと話が進まなくなってしまうので、事務局として、どういうふうにしますか。

○事務局 厚生労働省と調整して、先ほどの標本数や比率の部分は修正させていただきます。

○石堂副主査 さっきもちょっと話がありましたように、この「目標とする水準」を置い

ているケースがレアケースですということであればいいのですけれども、ほかにもこういうのがあったら、厚労省だけでなく、こういう指標の使い方をしているところに対して、やはり共通のやり方をやるべきではないかと思います。

○井熊副主査 先ほどのお話であれば、同じ回収環境でやったのは、むしろ、19年ではなくてその後だということであれば、本当に比べるべきものは「目標とする水準」だとすれば、それを達成するのは、官から民に移すと、そんなに簡単ではなかったのだということは、それはそれで素直に書けばいいことだと思うのですね。それをあたかも何か違うものを比べて、これより上回ったからよかったということを書くよりは、その事実は事実として書いてやればいいのだと思うのですね。

○事務局 承知しました。

○小林主査 今の宿題は難しくないですか。結構難しいですよ。だから、何と何を比べるかということですね。

○石堂副主査 達成率で、24年度が68.5ですから、78.1に対して87.7という、目標に対しておおむね9割程度の達成だと。それは結構いい数字ではないかと。

○小林主査 提案としては、評価（案）の3ページ目の2の表で、「上回ることとする水準」と「目標とする水準」をちょっと逆転したほうがいいのではないかと思います。逆転して、実施結果に括弧して、今の達成率をつけたらどうですか。どういうふうを書くかはわからないけれども、「上回ることとする水準」に対しては、23年度は全部クリアしました。24年度については、いろいろなことがあって、厚生労働省がやっていたときの「目標とする水準」と比べてみると、それに対して達成率は80%を超えていましたとか、80%ぐらいでしたみたいなことで、24年度の悪い結果のところを「目標とする水準」に対するキャッチアップ度というか、そういうのを入れますか。

○井熊副主査 本当は「目標とする水準」と23年度の実施結果が、回収環境では同じだから比べるべきことであって、それを全体の達成率として見ると78.1対71.1だと。24年度と比べるべきものは、「上回ることとする水準」というところが回収環境が同じなわけですね。ですから、そういうふうにやってみれば、24年度を本当は比べるものは、68.2を比べればいいことになりますね。同じ環境でこういうふうになっていますということを見て、ニュートラルに書けばいいのではないかと思います。

○小林主査 そうしますか。

○井熊副主査 それは、何でもかんでも官から民に移すときに、全部民間でやってバラ色になるという話ではなくて、官でやっていたもののレベルをどうやって民間がやる中でレベルを達成するかというのも、それが一つの目標なわけですから、それはそれで書けばいいのだと思います。

○小林主査 作業環境がほぼ似ているというところで比べたほうがいいということなので、23年度は「目標とする水準」ですか。

○井熊副主査 そうです。

○小林主査 24年度は「上回ることをする水準」がベンチマークになるということですか。
○野地室長 私の説明が足らなかったかもしれないのですが、「目標とする水準値」のときは、実は調査員の調査でございまして、これはさらにハードルが高くなると。ですから、今は郵送ですから、そういう点で言うと、環境が同じとは言えないので、あくまで目標としてちょっと高いところを見て、これは目標ですから、当然達成は難しいかなという意識は多分当時あったのではないかと思います。済みません。私よりも廣松先生のほうがお詳しいかと思えます。

○廣松専門委員 そうですね。

○野地室長 そういう意味で、一番最初、我々経験がないときに、まさに最初の入札のときに、このやり方の目標値を設定したところでございまして、どういう結果が出てくるかよくわからない中でやったと。もしかして民間の創意工夫で高いところが出るかもしれないので、とりあえず目標としては高いところを目指そうという意識があったのではないかと推測はするのですが、ただ、今考えるとちょっと高かったのかなという気はいたします。

○小林主査 そうしたら、「目標とする水準」は調査員調査で、全く異なるタイプの調査なので、これは入れないほうが良いということですかね。

○事務局 承知しました。

○小林主査 ということでいいですか。

○井熊副主査 はい。

○小林主査 目標は目標だというふうに見てしまうとあれなので、「目標とする水準」は削除していただきます。

○事務局 承知しました。先生から御指摘いただいた表や書きぶりは厚生労働省と調整して修正させていただきます。

○小林主査 ほかによろしいですか。

それでは、「就労条件総合調査」の事業の評価（案）等に関する審議は、事務局と厚生労働省に調整していただいて、評価（案）の「評価」のところの書き方を修正していただいて、修正いただいたものを各委員に確認いただくという手続にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに、事務局から確認すべきことはありますか。

○事務局 ございません。

○小林主査 それでは、ちょっと作業がふえましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。それを委員に確認していただいて、事務局から監理委員会に報告することにしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、ありがとうございました。

（厚生労働省退室、金融庁入室）

○小林主査 続きまして、「金融庁ネットワークシステムの運用支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思ひます。

最初に、金融庁総務企画局総務課情報化統括室山口電算機専門官より御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○山口電算機専門官 それでは最初に、実施要項に沿いまして御説明させていただきます。

本日は御多忙の折、「金融庁ネットワークシステムの運用支援業務」に係る審議の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、3ページの「趣旨」ですが、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の趣旨でございます「透明かつ公正な競争のもとで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より上質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指す」との考えのもと、金融庁のネットワークシステムの運用支援業務について、公共サービス改革基本方針に従って本実施要項（案）を作成してございます。

2番目でございます。金融庁ネットワーク運用支援業務の実施に当たりまして、確保されるべき公共サービスの質に関する事項でございます。金融庁におきましては、行政事務の効率的な遂行を行うことを目的として、迅速な情報交換、情報共有及び情報収集等を可能とする基幹システムである金融庁ネットワークを構築してございます。この金融庁ネットワーク上には、電子メールを含むグループウェアをはじめとして、金融検査監督データシステム、統合モニタリング・分析システム、証券総合システム等、さまざまな業務システムが稼働してございます。当庁の職員及び関係者が業務を遂行する上で、これらのシステムを活用してございます。この下の図が金融庁ネットワーク図の概要図となっております。

次の4ページに移らせていただきたいと思います。ネットワークシステムの概要について簡単に御説明させていただきます。

機器の構成については、サーバが約70台、運用管理端末が約10台、アプライアンスが20台、ネットワーク機器が50台、プリンタが約80台、複合機の台数が約80台、職員用の端末数は約1,800台、ユーザアカウント数も約1,800人となっております。オペレーティングシステムはWindowsとLinux。業務処理のための各種のアプリケーションソフトウェアは、Microsoft Office、Microsoft SharePoint Serverとなっております。庁舎外ネットワークは、インターネットと広域ネットワーク、証券コンプライアンスWAN、それから、政府共通ネットワークとなっております。それから、グループウェアの中には汎用検索機能やスケジュール管理といったものも含まれてございまして、ウイルス対策ソフトウェアも導入してございます。

次に特徴ですが、当庁は金融検査等を行っておりますが、その際に職員がモバイル用のパソコンを利用して、検査現場等の庁外の拠点からアクセスいたしまして、当庁内のイントラネットや電子メールの閲覧等が可能となっております。そういうことによりまして、タイムリーな情報を庁外にいても把握することができるという仕組みをとってございます。また、高機能携帯電話を利用して、海外の出張先からも職員個人に届いているメールボックスの閲覧が可能となっております。

続きまして、金融庁ネットワークの運用支援業務について御説明いたします。これについては、23ページに業務の区分及び業務の内容を書かせていただいております。

それから、次に5ページの「運用支援業務の業務内容」について御説明いたします。運用支援事業者は、金融庁ネットワークの運用支援業務及び保守業務を統括しておりまして、各業務における進捗状況、課題管理、現状分析及び改善提案等を行うこととしております。運用支援業者のこれらの活動については、当庁情報化統括室に対して日次で報告を事業者に行わせるとともに、月次の報告会を開催して、業務の報告について説明を求めてまいります。

これらのほか、事業者には、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、ネットワーク管理、資源管理、セキュリティ管理、システムバックアップ及びリカバリ、障害対応を行わせております。

続きまして、6ページで、ヘルプデスクの業務について御説明いたします。当庁及び国内外の出張先の拠点にいる職員等から金融庁ネットワークに係る問い合わせの回答に対して、運用支援業者がそれをサポートすることになっております。問い合わせの手段は、電話であったり、メールであったりという方法をとっております。また、情報化統括室を経由して、ヘルプデスクに対して問い合わせを行うこともございます。また、ユーザ管理やユーザのサポート、サポートコンテンツの作成なども運用支援業者が担当してございます。

次、⑬番に書いてございますが、ちょうど当庁は定期人事異動時期でございますので、端末の配備作業なども行ってございます。特に人事異動や端末の不具合に伴いまして、代替用の端末を準備する場合、端末のキッティング作業及び設置作業を当庁と協議の上で実施しているところでございます。ヘルプデスクの作業の場所は、合同庁舎7号館12階でございます。私どもの執務しております情報化統括室も同じ12階でございます。

次に、契約に関する事項でございます。契約の形態は、業務請負契約でございます。

次に、7ページに移らせていただきます。確保されるべき金融庁ネットワークの運用支援業務の質に係る事項ですが、当庁においては、利便性の継続的な向上に資するために、サービスレベルアグリーメントを締結することとしております。これについては、ヘルプデスクの対応状況として、ヘルプデスクの利用者に対して、サービスの改善に努めることを目的として、サービスの指標を設けております。そのサービスの指標と申しますのは、インシデント管理、あるいは、クレーム処理の件数、8ページに記載してございますが、システムの稼働率、障害の通知時間、システム障害回復時間、これらの努力目標値を設定してございます。

次に、実施時期に関する事項でございます。金融庁ネットワークは、現行のものが6年目を迎えておりますので、26年1月から次期の金融庁ネットワークシステムを本格稼働することとしてございますので、その時期に合わせて運用支援業務を48か月間で、平成29年12月31日まで業務を実施する計画としてございます。

次に、入札参加資格に関する事項について、特徴的なところを御説明いたします。ここ

については、9ページですが、JISQ15001適合性評価制度、あるいは、ISO9001(QMS)審査登録制度、ISO20000(ITSMS)適合性評価制度、ISO27001(ISMS)適合性評価制度の認証を取得していること。あるいは、これらと同等の体制を構築していることを求めているところでございます。

10ページですが、「入札に参加する者の募集に関する事項」の御説明をいたします。最初に、入札手続(スケジュール)ですが、入札公告が8月下旬、入札説明会は9月上旬を目標としてございます。開札は11月上旬といたしまして、契約締結は11月中旬にいたしまして、残る1.5か月間を運用支援事業者の引継ぎの期間として充てたいと考えてございます。

それから、入札に参加する者への情報開示でございます。この特徴的なところですが、事前の情報開示を次のような方法で行っております。運用支援業者への入札を検討するに当たりまして、事業者が提案書の作成のために必要な資料を閲覧する目的で、従来の運用支援業務の調達仕様書、提出資料、あるいは各サービスの設計書等について閲覧要望があった場合には、別途、当庁との間で秘密保持契約を締結することによりまして、当庁内の施設において閲覧に限定して、資料の中身を十分見ていただくこととして、理解を深めていただく配慮をしております。

続きまして、11ページで、運用支援業務を実施する者の決定に関する事項を御説明させていただきます。事業者の決定基準は、「金融庁ネットワーク運用支援業務総合評価基準書」。別添2で93ページ以降に評価基準書を添付しております。これを基本として、政府CIO補佐官の意見を踏まえ決定することとしております。評価方法については、価格点が1,000点満点、技術点が1,000点満点として評価することとしておりまして。次に、評価のランクづけですが、12ページをごらんいただきますと、4段階のA B C Dで評価をしております。一番いいAの評価は、極めて優れている場合には、配点比率は100%、次に優れている場合、具体性や実現性がありその根拠が明確である場合は80%としてます。また、求められた要件に対する記述がある場合には10%というふうにして、多少の格差を設けてございます。

それから、13ページです。7番の従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項です。24ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。資料2として、四角の上の段です。1「従来の実施に要した経費」で、真ん中より上に「請負費等」の「役務」が76,665千円、23年度が77,608千円、24年度が96,133千円と数字を計上してございます。お手元に別途お配りさせていただきました資料がございしますが、「参考資料委員限り」とさせていただいた資料をごらんいただけますでしょうか。これが、22年度、23年度、24年度ということで、円単位で算出したものをこちらの資料2に落とし込んだものでございます。最初に、ここについて少し御説明させていただきたく思います。

当庁の金融庁ネットワークシステムは、19年度からでございますので、20年1月～20年3月まで、最初の19年度は3か月間でございます。43,138,637円経費がかかってございます。3か月でこのぐらいの経費ですが、そのうち、おおむね2,400万程度はイニシャルコ

ストとなってございます。3か月という中で短いのですが、最初の年度はイニシャルコストが含まれてございますので、金額的に高くなってございます。それから、25年度については、24年4月から次期LANが本格稼働する直前の25年12月までの9か月間でございます。9か月間で75,783,675円が出ておりますが、この金額がこれまでよりも金額的に上昇しているところについては、近年、当庁においてもセキュリティ対策の強化を重視してございまして、その対策のために増加した分でございます。このようになってございます。

次に、19ページをごらんいただけますでしょうか。私どもが遵守しておりますところですが、9番の民間事業者が公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約によって民間事業者が講じるべき措置。この中でどういうことが大事かということを書いているのが、受託業務の引継ぎでございます。民間事業者は、本業務が適正かつ円滑にできるよう、現行受託者から本業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な業務引継ぎを受けなければならない。また、当庁は当該事業引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受託者及び民間事業者に対して必要な協力を行うものとすると考えてございます。

簡単ではございますが、私からの御説明は以上とさせていただきます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○井熊副主査 これは、今も実際にある会社がやっているものを継続的にやるわけですね。そのときに、どれだけ公平な競争が行われるかというようなことですが、今やっている事業者が圧倒的に情動的に有利な立場に立っているので、そこのニュートラルリティをどうやって確保するかということですが、とにかく13ページにあるような、経費のこれだけ出しましたよというのでは多分足りないだろうというか、要するに、ほかの競争者が求めた場合、どれだけ積極的に情報を出し得るかというようなことと。先ほどの、その意味では19ページにあったところで、引継ぎ業務の義務を引継ぎ者に負わせるのはちょっと違うのではないかと。そこは、今の発注者の側でニュートラルリティに対する責任を負わないと、競争環境が成り立たないのではないかと感じます。

それから、12ページの評価基準も、普通のこういう評価の配分は、配点比率が180、20というふうに出ていて、強い人が圧倒的に勝ってしまう配点でこれもどうなのかなと思いました。

それから、お金の継続の延長分のところは、この延長は随契でやられたのですか。24年、25年。延長はどのような形で延長されたのですか。

○山口電算機専門官 24年、25年については、総合評価落札方式で再調達をかけてございます。

○井熊副主査 それで、同じ会社が取っているのですか。

○山口電算機専門官 同じでございます。1者応札でございます。

○井熊副主査 そうすると、ここで1者応札になってしまって、ベースも2,000万ぐらい毎

年上がってしまっているわけで、そうすると、ここで得られた1者応札を防ぐための対策はどこに織り込まれているのですか。

○山口電算機専門官 1者応札については次のように考えてございます。1者応札にならないように、現在どのような工夫をしているかということでございますけれども、最初に、入札事前説明会を実施する段階において、事業者から寄せられた質問が、入札説明会で質問することができなかった場合、これをいかに吸収するかということを考えてございます。それらは、先ほども少し触れたのですが、機密保持契約を締結した事業者に対して、提案書を作成するために、必要な書類の閲覧を2日間以上にわたって見ていただくようにすること、あるいは、該当される事業者側の職員様の人数に対応できるように広めの会議室を設けまして、あるいは、サーバ室への入室も許可して、可能な限りの情報開示に努めております。また、これに1種類の閲覧資料を数人の事業者様に見ていただきますと効率が悪いものですから、当庁にいらっしゃる事業者様の人数分のコピーをとりまして、効率よく資料を閲覧していただくような工夫もしてございます。このようにしてできるだけ情報開示に努めてございます。こういうことを現在対応してございます。

○井熊副主査 それは延長契約のときの入札では行っていなかった措置ですか。

○山口電算機専門官 延長契約のときには、機密保持契約を締結して対応することは行っておりましたのですけれども、いらっしゃる事業者様に対してより効率的に閲覧していただくという対応までは至らなかったのではないかなと思います。済みません。このときは、私は情報化統括室に在籍しておりませんでしたので、ちょっと正確な回答はできないのですけれども、申しわけございません。

○井熊副主査 何も改善しなければ、次も1者入札になるなど考えるべきだと思うのですが、明確に何かを改善したということを行い、かつ、それをほかの事業者さんに知ってもらうという努力をしないと結果は同じになってしまうなと思います。

○稲田総括課長補佐 少し補足をしますが、1者応札については、私どもも大変危惧しているところではございまして、この案件だけではなくて、さまざまな情報システムの調達においても1者応札になるケースがございまして。私どもが取り組んでいることとしましては、1者応札になった場合に、何者の方が興味を示していたのかというのは必ず確認をします。調達仕様書を取りにいらっしゃる方はやはり複数者いらっしゃるのですね。しかしながら、結果的に1者応札になるということなので、なぜ応札していただけなかったのかというのを、開札後になりますが、必ずヒアリングをするようにしています。それらは積み上げておりまして、次の調達をするときにフィードバックをすることに努めています。

また、入札説明会を通常一回でやっておったのですけれども、やはり一回だけでは足りないのではないかとということで複数回にするとか、そういうことも今回検討しているところでございます。

○小林主査 具体的には、今おっしゃっていただいたことが、この実施要項(案)のどこに組み込まれているかということだと思います。

○山口電算機専門官 先ほどのところは少し表現が不足しておると思うのですが、実施要項の10ページでございまして、5の「入札に参加する者の募集に関する事項」の「事前の情報開示」に書いてございます。ここは機密保持契約の関係になりますけれども、ここで十分に対応させていただくということを書いてございます。

あと、もう一点、説明会を実施した際に、書類を取りにいらっしゃった事業者様に理解いただけますように、98ページの「金融庁ネットワーク運用支援業務」に係る提案書作成要領がございまして、3番の「事前の情報開示」で、積極的に資料の閲覧をしてくださいということで、事業者様にはお願いをしているところでございます。

○小林主査 井熊委員が御質問になった、もう一つの評価基準ですね。100、80、20、10はちょっとギャップがあって差がつきやすいのではないかとこのところではいかがですか。

○山口電算機専門官 ここは私どももいろいろ検討したのですが、提案書の内容を適切に評価するためにはどういう配点基準がいいかということで、総合評価では、よい場合、悪い場合について、明確に判断することが困難な場合もございまして、そこで、評価結果について、中心に集まってしまう傾向が強くなりやすいようにするために、例えば、BとCに評価が集まるが多くなるように、その差をちょっとつけてございまして、メリハリのある評価を行えるように、BとCの間に格差を設けた配点基準としております。

○大山専門委員 今の件に関係するところとしては、評価基準のDですけれども、この「具体性や実現性にかかる根拠が不明確である」にもかかわらず、触れてあれば10%というのは、これはよくわからないところなんですね。私にはちょっとわからなくて。これは不合格なのではないですかという、それが応札する相手方に理解できるかどうか。何でこんな話を申し上げるかという、今みたいに回答をもらって初めてわかるものが、先ほど来いろいろ御説明いただいているのですけれども、それは実はこの中に書いてないと応札する方はわからないのです。そこについて何か補足をするでも、何らかの形のものが必要なのではないかと思えます。

今の評価基準のところを申し上げましたが、もう一つ申し上げると、例えば24ページで、先ほど、委員限りの資料でお配りいただいた、24年度、25年度で金額が変わっていますね。人数とか見ると、これではわからない。何で変わったのかというのが読めなくて、この辺の説明も要るのではないかとこの気がするので、いかがでしょうか。

○山口電算機専門官 まず最初の先生からいただいた質問でございまして、Dの判定で、「要求要件に対する提案内容は含まれているが、具体性や実現性にかかる根拠が不明確であるもの」を配点比率10%としたところについては、93ページの総合評価基準書、ここで先生が御質問になられました回答にうまく合致して御説明できるかどうかわからないのですけれども、一番下の注意書きに、「要求要件を満たしていない場合」、要求要件について全く触れていない場合は0%としますということとしております。先生御質問のことにもうまく答えられていないかも知れないのですけれども、ということなんです。

○大山専門委員 根拠が不十分で、説明がさらに必要と言うならまだわかるけれども、そ

れも説明は改めて受けなくても、ある程度予測できて、その提案している内容は、おおむね妥当ぐらいの判断ができれば、10でもまだわかるのですが、不明確であるを書いてあるということは、判断のしようがないわけですね。触れてはいるけれども、言っているだけで、内容的にどうかかわからない状況といたら、これは失格なのではないかという気がするのですよ。それで、その辺のところの言い方が、先ほど93ページのお話をいただきましたが、この注との関係が前のほうにはないので、その辺のところはどういう意図なのかというのを明確になさるほうがよろしいのではないかと思います。

○山口電算機専門官 そこは明確にしないといけない部分であると認識してございます。

もう一点、先生から御質問ございました、24ページの従来の実施状況に関する情報の開示の数字のところでございます、それに対応した人数と申しますか、その増減の要因でございませうでしょうか。ここはセキュリティ対策等で増加した分ですが、その記述をしておりませんでした。そこは先生御指摘のとおりでございます。

○小林主査 そこに関連して言えば、役務なので、ボリュームに関係しているわけじゃないですか。そのボリュームに関する内容はどこに書いてあるかということもちゃんと明確にわかるようにしていただかないと。それにプラス、セキュリティが加わりましたということで、説明をわかりやすいように追加していただきたいと思います。

○山口電算機専門官 承知いたしました。

○石堂副主査 2点お聞きしたいのですけれども、9ページでJISとかISOの資格認証の話が出て、それと同等のものを持っていけばいいのだと。ただし、その根拠を示すことと書いてあるのですね。これは、実際の運用においてはどんなふうになっているのかというのが1点です。誰が同等であることを認証しているのか。

それと、もう一点、今、小林先生もボリュームの話をちょっとしましたけれども、現在のシステムがいわばオーバースペックになってないということについては、どんな管理をされているのか。今度は、基本的に取り替えだと思えるのですね。そうすると、今の規模で取り替えることが合理的であるということをごんごんに管理されているか。私はシステムは全然素人ですが、どんなふうになっているのか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○稲田総括課長補佐 最初の御質問の受託者の方々に求める条件の部分ですが、同等な判断をどのようにしているかということについては、総合評価の評価者には、民間のCIO補佐官3名、情報セキュリティ・アドバイザー1名が参加しております。それから、私ども、ITの専門家を途中で採用して知見のある者がおりますので、そういった者を評価者として採用しております、それらの人間による判断という形にさせていただいています。正直申し上げまして、これまでこちらに列挙させていただいているもの以外の同等のもので応募をされた方はほかのシステムも含めてございませうが、例えばDBS7799とかそういった日本ではないのですけれども、英国の規格で適切な同等の資格を取得していますよということであれば、その認証の証明書を持ってきていただければ、それは差し支えないものとさ

せていただいているというようなことでございます。

○石堂副主査 そうすると、結局は、審査機関が審査して大丈夫だというものに基づいてやっているということですか。

○稲田総括課長補佐 おっしゃるとおりですね。私どもはちゃんとやっていますという自己申告だけでは、それは認めておりません。

○石堂副主査 キャパシティのほうはどうですか。

○山口電算機専門官 先生御質問になりましたオーバースペックでないというところですが、次期のネットワークシステムについて申し上げますと、例えば今回構築するに当たりましては、既存の機器がまだ流用できるようであれば、それを使うこともございますし、あるいは、職員数に応じたスペックのものを導入して、この先4年間とか、もうしばらくの間使い続けていけないといけないと思っておりますので、それらに対応できるものを設計構築して導入していくこととしてございます。

○石堂副主査 私が聞きたいのは、例えば8ページに、主要サービスの稼働率等というのがあるのですけれども、これを見ると、要は、故障しませんでしたというだけだと思うのですよ。要するに、実際の使われ方に対して、最初システム設計したときに、このくらいのも物が来るだろうということを考えて設計されていると思うので、それに対するまさしく稼働率がどのくらいであって、だから、今の規模で基本的に取り替えることに合理性があるということをどういうふうに管理されているかということをお聞きしたいのです。

○稲田総括課長補佐 ちょっと補足いたしますが、正確な回答になってないかもしれませんが、稼働率については、設定だけで申し上げれば、もう少し高くてもよいのではないかと考えています。これは先般の震災等もありまして、そういうときにLANシステムは非常に重要なインフラであることが職員の皆様にもよく認識されておるところですので、今の状況だと少し緩いかな、というふうに感じているところではあるのですけれども、ここは現行システムと同等のところを、この稼働率を見るときに、現行運用業者に無理のない設定値かどうかというのヒアリングしていますし、あと、当然ながら、CIO補佐官の方々の御助言をいただいて、上げるべきか、そのままがいいのかというところで相談をさせていただいているということです。ですので、オーバースペックかと言われると、我々としては思っているよりは低い設定にして、高く上げることによって価格が高騰することを避けようとしているというスタンスで取り組んでいるつもりではおります。

○石堂副主査 そうすると、現状ちょっときついなという感じがあるとするれば、本当はもうちょっと上げたいんだと。ただ、上げると、恐らく皆さんが算定する予定価格が何かのときに倍になってしまうから、今回はそういう比較検討はされていると考えてよろしいのですか。

○稲田総括課長補佐 比較という言い方が正しいかどうかはわかりませんが、上げるとこれぐらい上がりますよという情報はいただいているのですが、そこは現行業者の情報ですので、複数業者さんからいただいているというところではない、というところは、若干の

問題があるかもしれません。

○佐藤専門委員 先ほど井熊委員から御指摘があった1者入札予防策という話ですが、現状の例えば私がこの実施要項(案)を見ていて、要するに、発注者側の緊張感が伝わってこないなと思っているのは、10ページの入札手続(スケジュール)の書きぶりですが、実際にこの流れを見ていると、現状この中から拾ってここに書き足すだけでもいいのではないかと思うのは、例えば19ページの「シ」に「受託業務の引継ぎ」をお書きいただいているので、今の延長契約が今年の12月31日までということで、新受託者の業務開始が来年1月1日からであれば、この契約締結11月中旬の後に、業務の引継期間という形で、年末までの引継期間を書いていただだけでも、発注者側としての、要するに、受託者の交代あり得べしということを書面上で表現できるのではないかと思うのですね。

しかも、これ実際に今度は、契約が年末で切れてしまうという中で、来年の1月1日までに新業務を開始してもらい体制がなければいけないのですけれども、この実施要項(案)をずっと拝見していくと、配点のところにプレゼンテーションというのがあったので、そうすると、このスケジュールで言うと、提案書を提出してから落札者決定までの間に、その提案書についてプレゼンテーションを補助的にしていただくということだろうと思うのですけれども、これが提案書が出てから20日間程度で落札者を決定しますと言っていただいて、そこでプレゼンテーションも実施しますと書いてみたときの見え方の問題ですが、それぞれこの31項目ですか、別添2の94~96ページ辺りに提案書、97ページには、100ページ以内でつくってくださいと。実際、複数者から100ページの提案書が出てきたときに、しかも、プレゼンも聞いて、20日間で選定するというスケジュールに現実味があるかどうかということで、これはきょうの時点はきょうの時点から走ることなので前倒しはないと思いますし、提案書をつくる日数を絞ってしまうと、今度は、それは新規参入の方の参入阻害要因になってしまいますので、残っている日数をどういうふうに割りつけるかというところの難しいところではあるのですが、交代あり得べしということが、スケジュールを見たときに発注者側としても、それは想定シナリオとしてありますということが今の受託している業者さんにもけ伝わるような形をおとりになったらいかかなとちょっと今思っていました。

○山口電算機専門官 先生おっしゃるとおりだと思います。スケジュールのところで、そういう表現を入れることは重要なことだと認識してございます。

○小林主査 それに関連して言えば、そこに引継ぎというのを加えたとしたら、先ほど井熊委員から御指摘があったとおり、19ページの受託業務の引継ぎは、民間事業者が講じるべき措置ではないという位置づけがいいですね。1者応札という状況をクリアしなければいけないわけだから、それは当然引継ぎを現行事業者から次期の民間事業者にさせていただきますよという、そういうことの位置づけが必要であると思います。

先ほど、96ページの29番と30番ですが、29番の書きぶりが「金融庁LANを構成するハードウェア云々」で、「その実績その証明」と書いてあります。この書きぶりだと、金

融庁のLANでないとだめというような印象を受けますね。

○稲田総括課長補佐 はい。

○小林主査 それは参入障壁になってしまいますね。これは60点ですし。その下も、資格要件では除いていただけたけれども、「国の機関を対象とし、当庁と同等以上の」で、また、縛りがかかるじゃないですか。1,700人ぐらいユーザがというようなことだと、これは普通の例えば早稲田大学も多分それ以上あると思いますし、国に限る必要はないのかなという気がいたします。29番はどうやって書いているのですか。

○山口電算機専門官 先生申しわけございません。ここは、私の記載の誤りでございます。

○小林主査 これはなしですか。

○山口電算機専門官 ここは、こういう表現を書いてしまいますと、確かに先生おっしゃるとおりでございますので、これは表現を誤ってございます。また、過去5年間の国の機関を対象としというところも、申しわけございません。私のほうで書き誤ってございます。おっしゃるとおりです。

○大山専門委員 今のは消してしまうということですか。それとも、何か書き替えるということですか。

○山口電算機専門官 30番は消します。済みませんでした。私の誤りでございます。

○小林主査 29番はどうですか。

○山口電算機専門官 29番は、読み違いをしないようにしないといけないと思っております。

○稲田総括課長補佐 今の書きぶりだと、当庁のLANシステムをやったことがある人でないといけないというふうに読み違えてしまいますので、当庁が入れるとしている機器に相当するものについての知識という形で読み取れるようにいたします。

○尾花副主査 2点質問をさせていただきます。

16ページの「契約の解除」の条項ですが、案によりますと、必要に応じて解除ができ、損害賠償はせずに、その期間に応じた報酬だけを払うという条項ですが、このような条項をほかの入札実施要項では余り見たことがないので、この契約の場合は、このような解除権を設ける必要があったでしょうか。

多分、債務不履行に限る等をしないと、高い金額の業務なので、恐らくそういうことはないだろうとは思いますが、このような条項が書かれていると、応札する方が非常に驚かれるというか萎縮されるような気がするので、御検討をいただいたほうが良いように思います。

それとの絡みでいきますと、19ページの「ケ」の(ウ)ですが、事情変更で契約を変更した場合、先ほどの必要に応じて解除した場合も、業者さんは当庁に対して損害賠償の請求をしないと書かれているのも、業者にとっては非常に厳しい条件提示のように思いますので、ここをちょっと御検討いただきたい。

あと、最後ですが、「コ」の「不可抗力免責、危険負担」の部分ですが、通常、ここの

条項では、民間事業者は不可抗力があったときには債務不履行の責めを問われないという条項が書かれていると思うのですが、ここに書かれているのは、不可抗力で物件がなくなったら、以降はお金を払いませんという記載で、これも事業者さんとしては非常に驚かれる条項のように思いますので、ここは何か標準条項案のとおりの方がよりよろしいのではないかと思います。

以上です。

○山口電算機専門官 先生どうもありがとうございました。こちらのほうは持ち帰りまして、御指摘を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

○小尾専門委員 幾つかありますが、1点目は、7ページの⑤で、「この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には」と書かれていますが、基本的に契約変更はしないということだと思うので、もしやるのだったら、ここでという話になってしまうと思いますので、ここはないほうがいいのかと思います。

あと、前の要項の部分と実際の仕様書の部分で整合性がとれてないところが幾つかあるように見受けられていて、例えば要項のほうだと「ヘルプデスク」と書いてあるのですが、後ろは全部「サポートデスク」と書かれていたり、仕様の書き方がいろいろまだフィックスされてないのかもしれないのですが、69ページとかで、実際に今回の調達範囲ではない運用設計とかの要件の1つに「サポートデスクの構築要件」があって、これは多分「サポートデスク」は「ヘルプデスク」だと思いますが、「サポートデスクの実施場所は、原則としてオンサイトとするが、オフサイトからのリモート対応も可能とする」と書いてあって、これは本来そういうことはしないという多分前提で先ほどお話をされていたと思うのですが、そんなことがここに入っていたりして、後ろとの整合性が少しとれてない部分があるので、そこら辺を修正していただいたほうが良いと思います。

○山口電算機専門官 先生御指摘のとおりだと思いますので、ここも、お指摘を踏まえまして修正させていただきます。

○小林主査 今、かなりいろいろ出たのですけれども、これは、今の御意見が出たところをちょっと見直していただいて、見直した後にパブコメという手続でいいのでしょうか。

○事務局 承知いたしました。今、何件か出ましたので、先ほど回答も金融庁さんからありましたので、それを踏まえた上で、実施要項を変更して、各委員の先生方に御確認いただいた後にパブリックコメントに入るということにしたいと考えております。

○小林主査 かなりいろいろ出ましたので、それを事務局と調整していただいて、修正いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大山専門委員 一言だけ。

もう少し指摘したいこともあるので、メールか何かで事務局へ出ささせていただければと思います。

○小林主査 ぜひお願いいたします。

では、それを反映してパブリックコメントということで、どういうスケジュールになる

のでしょうか。

○事務局 修正は当然早急にやらないといけないものではあります、現在のパブリックコメントを金融庁さんが予定されているのはいつごろですか。

○山口電算機専門官 パブリックコメントについては、7月の中旬までに実施することとしますと、7月中に2週間の期間がとれますもので、7月中にパブリックコメントで寄せられた回答の集計はできると思います。

○事務局 早急にやらないといけないというところもありますので、来週の上旬ぐらいをめどで、先ほど御指摘いただいた点を全て実施要項に反映して金融庁さんには提出していただいて、来週の早い段階で、各先生方にはメールでお知らせできるようなスケジュールでやりたいと考えております。

○小林主査 では、かなり作業があると思いますけれども、そういったようなスケジュールで、なるべく迅速に対応をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本実施要項（案）については、修正を各委員に確認していただいた上でパブコメに付して、その結果を後日、また、小委員会を確認して、了承するというふうにしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○山口電算機専門官 承知いたしました。

○小林主査 本日はありがとうございました。

（金融庁退室、国立病院機構入室）

○小林主査 それでは、続いて「国立病院機構の物品調達業務」の実施要項の変更（案）についての審議を始めたいと思ひます。

最初に、国立病院機構の風間課長でよろしいのですか。

○岩井部長 今日は突然来れなくなりまして、私、部長の岩井でございます。

○小林主査 では、岩井部長に御説明をお願いしたいと思ひます。御説明は5分程度でお願いいたします。

○岩井部長 国立病院機構企画経営部長の岩井でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日お諮りいたしますのは、国立病院機構が民間競争入札として実施しております、事務消耗品等を対象品目としました複数者落札者カタログ方式による事業でございます。この事業は、継続的に競争性を確保することにより経費節減に資することを目的として実施しております。既に平成23年7月から今年度の6月まで実施をしておりまして、新たな契約について、対象病院の拡大等、実施要項（案）を変更いたしまして、本年1月に当入札監理小委員会において御審議いただいております。その上で御了承を得ております。

この御了承を受けまして、本年4月に入札公告を行い、5月に入札説明会を行いました。資料の1枚紙で御説明申し上げますが、この入札説明会には、参加した事業者が11者ございましたが、実際6月に行われました提案書の提出においては、提出が2者にとどまって

おります。入札公告等では、予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の第1位の入札者から順次第3位までの入札者の3者をもって落札者として決定するとしておりますため、規定の落札者が得られないという状況になりまして、入札が不調となっております。

この事業の入札の不調を受けまして、提案書を提出しなかった理由を事業者に調査いたしましたところ、この事業は3者で事業者が契約いたしまして、お互いに価格改定で競争するというものですが、この3者の契約となるため、事業者側で実際に販売できる数量の予測が難しい、それから、価格改定がありますので、この競争が厳しいということが主な理由でございました。

このような経緯を踏まえまして、本事業の趣旨であります継続的な競争性を確保、すなわち価格改定による事業者間の競争の枠組みは維持しつつ、確実な物品調達業務を実施する観点から実施要項を見直しております。その上で、再度、入札公告を行いたいと考えております。

見直しの内容でございますが、具体的には、使用量の少ない品目がございまして、これについては安定的な物品の供給や安価での提供が難しいという事業者の事情が考えられますことから、予定数量の少ない品目を必須品目リストから選択品目リストへ移す等の見直しを行っております。これによりまして、より多くの入札参加者の確保を図りたいと考えております。また、「原則として、落札者は3者とする」と、この原則自体は維持いたしますが、入札参加者が2者にとどまる場合、予定価格の制限の範囲内である2者を落札者とするというふうに見直したいと考えております。

さらに、今後、入札公告を行います。入札公告期間及び受託事業者の準備期間を考慮いたしまして、業務の実施期間を、現在の8月（平成25年8月）から11月に変更いたしまして、25年11月～27年3月までとしたいと考えております。

最後でございますが、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」の改定を踏まえまして、入札参加資格に関する事項に、「労働保険、厚生年金等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がない」を追記したいと考えております。

以上が改正内容でございまして、委員会の御了承を得た場合には、速やかに手続を行い、調達業務に移りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項の変更（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○井熊副主査 これは、3者をもって落札者と決定すると書いてあって、3者がだめだったら、2者であった場合は2者だということですが、これは3者いけば3者、2者だったら2者、1者だったら1者でだめなんですか。

○岩井部長 3者あれば3者で行いたいと思っております。3者以上の入札参加者であれば、3者で落札、予定価格の制限内の3者にしたいと。仮に、2者しか今回のように参加

者がなかった場合、その中で2者が予定価格内であれば、その2者を契約者としたいと。

1者の場合ですけれども、この事業自体は、今現在3者ですけれども、3者の事業者が契約しまして、カタログで価格を設定いたしまして、病院が安い物を選ぶわけです。それを6か月に1回の価格改定で事業者間で競争していただくというのが趣旨でございますので、1者の場合には、今回の事業の趣旨に合わないと申しますか、競争を維持できませんので、2者以上は必要かと考えております。

○石堂副主査 予定価格というのは、一品一品予定価格なのですか。膨大な数がありますね。

○岩井部長 品目ごとの単価に予定数量を掛けまして、その全体の額で出すという形になります。

○石堂副主査 井熊先生からもありましたけれども、これは別に国立病院機構の側とすれば、まさしく継続的に競争してほしいというのは非常によくわかるのですけれども、業者が言っている実際に販売できる数量の予測が難しいということは、業者のほうにしてみれば、幾らの値段だったら自分は利益が確保できるというときに見通せないということで、制度的に事業者にはすごくつらい制度なんだろうと思うのですね。

私は東大で調達会議をやったときに、いろいろな消耗品などを、業者を選定して、その業者が自由にカタログを示して、一番安いのを誰でも買えるというウェブサイトをつくったのです。評判はあんまりよくなかったのですけれどもね。その発想と同じで、何も3者とか2者とか、要は複数というのはあれですけれども、予定価格以内にあるものは、逆に言うと、3者に限定する必要はないのではないかと。要するに、たくさん業者がいて、みんなカタログで示して、買うほうはその中で一番安いのを買えば、それでいい話ではないのかなと思います。

○小林主査 スキームとしては、多分四十幾つの国立病院の個別の病院が発注するという形ですね。だから、個別の病院がカタログを見て、どこに発注するか決めるというスキームなので、国立病院機構として、全体のボリュームが大きい中で発注する場合だったら、今、石堂さんが言われたような仕組みがいいけれども、3者とか2者とかの間で価格を一応競わせて、その中のウェブカタログで各個別の病院が発注をする。だから、そこはちょっと難しいところなんですね。おっしゃるとおり、業者としては非常に競争をしなければいけないし、数量も見通せないのが非常に厳しい。厳しい結果が、多分3者が2者になってしまったというふうにあらわれているのですよ。

○石堂副主査 さっきおっしゃったように、2者来てくれればいいですけれども、結局、1者だったら、また不調で、もうその先どん詰まりですよ。1者しか来ないと。どうするのかと思うのですね。

○岩井部長 業者の話聞きまして、多いと困るわけですね。業者からすると、3者、4者、5者と増えると、ますます予定数量が見込めなくなるわけです。1者にはならないよう、もう少し競争の観点から見直しをして、より多く参加していただくとしておりま

す。

○石堂副主査 5者とか7者とか10者とかというのは、事務的に無理だというよりも、業者の側が競争がますます激しくなるから誰も来たがらなくなるのではないかという考えなのですか。

○岩井部長 もともとはやはり事務的な問題もあったと思います。病院でこういうウェブを比較しながらやりますので、余り多くても困りますし、その予定価格については、入札である以上は、余り高いものは困るわけですが、今回この経緯を踏まえたと、業者のほうでは、数が多ければ多いほど予定数量が見込めない、当然競争も激しくなるといふことになるということでございます。

○井熊副主査 2者なら大丈夫だということもそうなのかもしれないけれども、それがすごく予定調和的な感じがしていて、本当に競争したり、こういうことも起こったといふところのオプションは残しておいたほうがいいような感じもしないでもないですよ。仮に1者になったときに、これは一つのアイデアかもしれないけれども、その1者に独占されるのが嫌だったら、もっと安い物があつたら、病院は自由にそっちを選択できるとか、契約的にそういうオプションを残しておくとかですね。調査されて、2者でいいと。そうすると、ほとんど入札するといふか、そこの2者で随契するようなイメージになってしまつて、それはそれで何となく不自然な感じがするのですね。

○岩井部長 この制度の眼目は、まず複数者以上と契約しまして、その中で継続的に競争をしていただくと。そういう意味では2者、3者ということ自体に本質的な違いはないと考えております。1者の場合はそもそも制度が違う。いわゆる共同調達のようになります。

それから、先生から今お話がございました、もしも安ければ別という仕組みは一応あり得るのですけれども、業者からすると、高かったら買ってくれないのだったらそういう価格は出せませんという形になりますので、基本的にはこういう契約をした以上はここから買わないといけないということにならうかと思ひます。そういう意味では3者が一番よいかないといふことで当委員会御議論いただきましてスタートしたのですが、その原則は維持しつつ、2者ならばよいだろうといふことで、私どもはできるだけ3者確保する方向で今回取り組みたいと考えている状況でございます。

○小林主査 この病院の調達業務については、いろいろ課題もあるところだと思うのですが、変更（案）については、承認するといふことでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林主査 では、この変更（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思ひます。

事務局から確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○小林主査 それでは、競争を働かせるといふ側面でも、いろいろな課題があると思ひますけれども、状況をより分析していただきたいと思ひます。

それでは、本実施要項の変更（案）については、小委員会での審議は終了したものと
して、監理委員会に報告させていただきたいと思えます。

国立病院機構におかれましては、実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施して
いただきますように、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

（国立病院機構退室、国土交通省入室）

○小林主査 続きます、「道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等」の
事業譲渡に関する対応について審議を始めたいと思えます。

最初に、国土交通省大臣官房技術調査課高村室長より御説明をお願いしたいと思えます。
御説明20分程度でお願いいたします。

○高村室長 それでは御説明いたします。

お手元に資料4-1がございます。これに基づいて御説明いたします。

本日は、市場化テストのスキームで発注しております、いわゆる発注者支援業務等につ
いて、一部の受注者でございます旧建設弘済会等が同業務から撤退することになっており
ます。そのため、その対応について御説明と御報告をさせていただきます。

1 ページをごらんください。発注者支援業務等については、国土交通省は、原則として
全て民間事業者から調達するということを目指しまして、平成22年7月に旧建設弘済会等
に関しまして、当業務から計画的に撤退することを要請しております。この要請に基づき
まして、昨年度後半から、旧建設弘済会等の一部ですけれども、みずからが受注者とな
った業務について、民間事業者に順次事業譲渡を開始しているところでございます。残った
業務についても、それぞれ平成28年度ころを目途に順次事業を譲渡する予定となってござ
います。

後ほど御説明いたしますけれども、事業譲渡する場合は、契約上についてはいわゆる権
利義務譲渡という形をとっております。権利義務譲渡を発注者が承諾するという形をと
っているということでございますけれども、契約の相手方が途中で変更となるということ
でもございます。公共サービス改革法に基づく対応について御報告させていただくとい
うことでございます。

なお、このことについては、本来、昨年度に御報告すべきであったと思っております。
この場を借りまして、報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。

2 ページをごらんください。御承知の方もおられるかもしれませんが、この弘済
会等の事業譲渡について、これまでの経緯について御説明いたします。

平成22年5月に行政刷新会議の「事業仕分け第2弾」いわゆる公益法人仕分けが行われ
ております。その際、この弘済会等が受注しておりました発注者支援業務等については、
その当時、既に随意契約を行っていたわけではございませんけれども、3点ほど評価いた
だいております。「実施機関を競争的に決定」、「不要資産の国庫移管」、それから、「更
なる民間参入促進の方策を検討」の3点でございます。

この時点で、弘済会等に対し、事業からの撤退が求められたわけではいのですけれども、

その後、同年7月6日、当時の前原国土交通大臣より、発注者支援業務等については全て民間事業者から調達することを目指し、建設弘済会等は同業務から計画的に撤退するよう要請するということが発表されております。

しかしながら、当たり前ですけれども、この建設弘済会等については、いわゆる行政補完の業務を行っております。そのサービスの質を落とさない、当然、国民に対してサービスの質を落とすわけにまいりませんので、そのサービスの質を落とさないよう業務のノウハウを民間事業者に伝える必要があるということ。それから、建設弘済会等については、当時、4,000人を超える職員がおります。当時、その職員の方々の雇用の確保を図らなければならない。この2つの課題があったわけでございます。したがって、国土交通副大臣をトップとして検討チームを結成いたしまして、事業譲渡の課題について検討を行ったところでございます。ちなみに、このときの検討チームには、アドバイザースタッフとして、弁護士の先生とか公認会計士の先生にも有識者として御参画いただいております。この検討チームにより取りまとめられました内容については、ここに書いてある3番目の○ですけれども、平成23年3月10日に公表されております。その概要については、後ほど御説明いたします。

さらに、検討チームによる御指摘を踏まえまして、3月30日には弘済会等に、事業譲渡されますので、この契約上の地位の移転を認める場合、その考え方を整備局宛に通知してしております。これについても後ほど御説明いたします。

これらを受けまして、建設弘済会等については、国土交通省の要請に基づきまして、同業務から計画的撤退の方針を平成23年5月に定めたということでございます。

3ページに、建設弘済会等が事業撤退によって今後どのようなことになるかということを簡単に図にしております。弘済会等については、収益事業と非収益事業（公益事業）を実施してしております。収益事業のうち発注者支援業務等については、事業を民間に譲渡いたしまして、これらの事業からは撤退いたします。一方、その他の事業については、一般社団法人化を経まして、法人のあり方を見直しつつ、必要な事業を継続するということになっております。なお、新公益法人制度への移行が、本年11月ということでございますので、順次、九州計画協会を除きます8法人については、この4月1日に一般社団法人に移行しておるということでございます。

4ページに、23年3月10日に公表されました検討チームの整理取りまとめの一部ですけれども、事業譲渡の方法を3つ掲げております。これについて、簡単ですけれども、御説明いたします。

事業譲渡として3つございますが、まず「ア」については、新設会社、新しい会社を譲受人といたしまして事業譲渡を行う方法でございます。この場合、会社設立に当たっては、例えば建設弘済会等の職員あるいはその他の企業、個人が出資者となって新しい会社を設立して、そこに事業を譲渡することを念頭に置いております。

それから、「イ」は、既存の会社を譲受人として事業譲渡を行う場合でございます。こ

の場合については既存の会社、既存の会社というのは、大体同業者になろうかと思えますけれども、そこに職員やノウハウと一緒に事業を譲渡することを念頭に置いております。

それから、「ウ」は、「ア」と似ているのですけれども、現物出資により会社を新設し、事業譲渡を行う方法でございます。この場合は、新設会社に職員が移籍すると同時に事業も譲渡する一方で、新設会社の株式を建設弘済会等が受け取りまして。受け取ってしまうと、そのまま親会社になりますので、その株式を速やかに第三者に譲渡するという方法を想定しております。

こういう3つの方法をこの取りまとめの中でお示ししておるところでございますけれども、各建設弘済会等については、どの手段をとるか。事業譲渡手法について、それぞれの実態とか、民間事業者の参入状況、こういったものを具体的に検討を行いまして、各弘済会等が主体的に事業譲渡に向けた取り組みを進めることを期待すると。つまり、あくまでもどういう手法で事業譲渡をするかについては、各建設弘済会等が主体的に検討してくださいということをお願いしたところでございます。

5ページにまいります。それぞれの建設弘済会等においては、主体的に事業譲渡に向けた検討が進められておりました。昨年度、東北建設協会、現在は一般社団法人となりまして、東北地域づくり協会という名前が変わっておりますけれども、全国第1号という形で、その業務の一部を民間に事業譲渡をしたということがございます。その主な経過を御説明いたします。

同協会においては、事業撤退の手法として、既存会社、同業者を譲受人として事業譲渡を行うという方法を選定しております。平成24年8月3日に譲受人選定委員会（第三者委員会）を設立しております。そこにメンバーを書いておりますけれども、委員会の委員長は岩手大学の元学長の平山先生、その他の委員の方は、弁護士、公認会計士、建設コンサルタント、マスコミと、このような方々になっていただいております。

この委員会において、譲受人は公募すべきであるという御意見をいただいたと聞いております。ということでございまして、募集を8月17日に官報公告で募集を行っております。結果として、10社から応募がございまして、委員会での審議を経て4社を適格者として選定しております。その結果を11月1日に官報公告し、その後、事業譲渡の交渉をそれぞれ進めまして、12月3日に契約締結、12月13日には当該業務に従事いたします171人、これだけの職員の方が譲受人の法人に移籍したということでございます。

6ページに、若干繰り返しになりますけれども、その譲渡の結果について御説明いたします。委員会においては、応募がありました10社を対象に、同協会の現状の雇用条件を勘案しつつ、提出資料とヒアリング結果に基づきまして、18の評価項目により総合的に評価を行ったと聞いております。その次のページに評価項目がございしますが、後ほどごらんいただきます。結果としては4社、岩手パブリック、シビル設計、パスク、みちのくコンサルタントと、それぞれ東北を地盤といたしますコンサルタントでございしますが、こちらを選定いたしております。

ちなみに、暴力団排除にかかる審査としては、今回の譲受人である4社については、同年度の国土交通省発注の他の業務を受注した際に、暴力団排除条項に基づく審査を受けておりました、問題がないことを確認しております。また、国土交通省と警察庁の間で締結した合意書に基づきまして、暴力団関係者の情報をふだんから得ておりました、その該当部分についても確認をさせていただいております。

7ページに、譲受人選定におきます評価項目及びその内容をお示ししております。評価項目については、先ほどの2つの大きな大前提がございます。人材ノウハウが確実に承継されること。それから、職員の雇用をとにかく確保すること。このことを念頭に置いて選定しております。例えば、この中でも、2の活動拠点は、当時の東北建設協会の職員代表から要望がございまして、やはり東北で勤務したいということで、そういった内容についても評価項目の中に入っていると聞いているところでございます。

8ページでございます。2ページでも御説明したところではございますけれども、国土交通省から弘済会等について、これは国土交通省から弘済会等への事業撤退という要請でございますので、どのような場合に契約上の地位の移転を認めるかということについて、平成23年3月30日に示しているところでございます。1つは丸い四角の中に書いていることですが、1つは、当該業務の競争参加資格要件を満たしていること。これは競争参加資格名簿に載っているレベルですので、そんなに難しいことではございません。もう一つは、人材等や組織・体制により、それまでの業務履行体制と同程度の体制が構築されることということでございます。今回の業務はほとんどいわゆる人に頼る仕事でございますので、おおむね職員が移籍していただいて、同等の業務に就いていただくことが主題になろうかと思っております。

各弘済会については、この2つの条件を満たせば事業譲渡をできるということを前提に事業譲渡の準備をずっと進めてきております。事業譲渡が行われる場合には、若干繰り返しになりますけれども、契約書に基づき「権利義務譲渡申請書」、これは各発注者宛に申請いたします。(3)の上のところに書いているわけですが、発注者はいわゆる公共サービスの維持向上という観点を満足することと、あとは、検討チームからの御指摘を踏まえた通知(平成23年3月30日の通知)に基づきまして、譲渡後の履行体制が従前と同程度であるかという観点から内容を審査いたしまして、問題がないと認めた場合に、それを承諾するというところでございます。

これらの手続を経まして、東北地域づくり協会については、受注している業務の一部を既存民間会社4社、ここに書いている4社に譲渡したということでございます。

これが東北地域づくり協会のやったことではございますけれども、最後のページ、9ページでございます。今年度以降、ほかの旧建設弘済会等においても、順次、事業譲渡を行うことが予定されております。今後の方針ですが、来年度以降の実施要項には、平成23年3月30日の考え方にに基づきまして、権利義務譲渡を認める場合の考え方を記載いたしまして、適切な手続を経て事業譲渡が行われることを発注者が確認いたしまして、権利

義務譲渡、すなわち事業譲渡を承認することとしたいと考えております。

併せて、公共サービス改革法に基づきます暴力団排除の手続を実施いたします。

今年度以降は、この事業譲渡が本格化することが見込まれております。民・民の間のごではございまして、かなりシビアな交渉がなされると考えております。効率的に事業譲渡や必要な手続を進めるといった必要があると思っておりますので、事業譲渡の結果については、翌年度の入札結果報告と併せまして、この入札等監理委員会に報告させていただくことにさせていただければと考えております。

国土交通大臣の要請に沿った形で、旧建設弘済会においてはそれを受け入れまして、それぞれの実情に合わせまして、主体的に事業譲渡に向けた手続を進めていただいたということでございます。それぞれの形で、透明性、公平性、競争性といった観点から注意深く手続を進めていただけるものと考えておりますけれども、例えば違法行為とか、社会通念上問題になる手続、このような場合、このようなものが発覚した場合については、当委員会にその経緯とか対応方針を御報告させていただければと考えております。

弘済会等の事業撤退のスキームについては、いわゆる公共サービス改革法のスキームではなく、国土交通大臣の指示に基づきまして進めてきたという経緯がございます。したがって、少々わかりにくい部分がございます。ここは事実でございますので、今回ちょっとお時間をいただきまして、御説明させていただいたということでございます。少々時間がかかることではございますけれども、この発注者支援業務等からの旧建設弘済会等の撤退と、この業務のさらなる質の向上、この両立に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。よろしく御審議いただければと思います。

○小林主査 ありがとうございます。

それでは、続いて、本事業の事業譲渡に関する対応について、事務局より見解の説明をお願いいたします。

○事務局 資料4-2に沿って説明させていただきます。

1. の「概要」については、先ほど国土交通省さんから御説明いただいたとおりですので、割愛させていただきます。

2. の「事業譲渡に係る課題」でございます。事務局としては、次の3点について課題があると思っております。

1つ目は、事業譲受者の選定における透明性及び公平性の確保です。

2つ目は、公サ法第21条（契約の変更）に係る手続きの取扱いでございまして。こちらについては、法律21条第2項によりますと、契約変更を行う際には、事前に監理委員会の議を経なくてはならないとなっておりますけれども、今回、少なくとも平成24年度については、監理委員会の議を経ないという話でございますのと、あと、今後も多数の事業譲渡が行われるという予定の中で、公サ法第21条の取扱いを現実的にどうやっていくかということでございます。

3つ目ですけれども、公サ法第10条の（欠格事由）の中に、暴力団排除に係る手続きを

とることになっているのですけれども、先ほど国土交通省さんから説明がありましたとおり、平成24年度については、結果的には暴力団排除の手続きについては行われているということになるのですけれども、今後、事業譲渡が進む中でどのように手続きをとっていくのかということが課題であると考えております。

それに対する国土交通省さんの対応です。

1つ目は、事業譲渡に係る透明性及び公平性の確保という点からでございますけれども、国土交通省さんでは、検討チームにおいて外部有識者の助言を得ながら、事業譲渡に係る課題、検討等を行いまして、基本事項について取りまとめを行っております。そちらを地方整備局を通じて、旧建設弘済会等に周知をしているところでございます。建設弘済会等はそれに基づき外部有識者から成る第三者委員会を設置いたしまして、事業譲渡に係る選考等を実施しているところでございます。また、国土交通省さんは、事業譲渡に当たって、事業譲渡後の業務履行体制が従前と同程度であるか等、適正性について審査を行っている状況でございます。今後は、事業譲渡において、実施要項と同等レベルの事業譲受者選定が選定されることが必要であると考えておりますので、譲受先公募に係る要件等をあらかじめ実施要項等に明記していただきまして、さらなる透明性及び公平性の確保を図るということでございます。

2点目が、契約変更に係る手続きでございますけれども、先ほど申しましたとおり、各建設弘済会等が実施する事業譲渡の件数は今後増加するというところでございまして、法律の趣旨に倣って、事前に監理委員会の議を経ることは現実的ではないと考えておりまして、効率性の観点から、事業譲渡をした翌年度に、入札結果報告と併せて受諾者の変更実績を入札監理小委員会に報告して、さらに、事業の実施状況の報告と併せまして、監理委員会に報告することにより、法第21条第2項の国の行政機関等の長が監理委員会の議を経ていくところを実施しているというふうに解釈したいと思っております。平成24年度に事業譲渡を既に行ってしまったものについては、平成25年度の契約結果の報告と併せまして、小委員会に報告をしていただきまして、当該事業を事業評価する際には、事業の実施状況の報告に譲渡の実績を添付していただきまして、監理委員会の議を経てもらいたいと思っております。

最後ですけれども、法第10条の欠格事由のうち、暴力団排除に係る手続きについては、これは当初の市場化のスキームに則るときと同じように、あらかじめ暴力団排除の手続きを実施していただく必要があると思っております。

以上の対応につきまして、国土交通省が確実に対応することができたら、民間競争入札が適正性が確保されているというふうに御判断できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○小林主査 ありがとうございます。

最初に、主査として申し述べたいと思いますが、これは公サ法上の実施の業務であり、今、国土交通省で建設弘済会等に対する見直しの観点から譲り渡しが行われてしまったと

ということで、今のこの時期になって報告があったわけですがけれども、先ほど、当初ありましたとおり、公サ法の第21条におきましては、これは重要な契約変更ですね。それに関しては、官民競争入札監理委員会の議を経なければいけないということで、その重要なポイントが行われていないのですね。これは別に官民競争入札監理委員会に対してどうのこうのというよりは、公サ法の趣旨によれば、国民の観点に立ってちゃんと競争性が図られる中で効率性とその質のレベルが確保されなければいけないということをこの監理委員会が国民に対して責任を負っているということですね。今後、譲り渡しが順次行われるとして、その観点からの国民的利益が阻害されないかということについて、監理委員会はもとより責任を持っているわけで、それに対して国交省はどういうふうにアカウントをしていくのか、責任を取っていくのかということは重要な論点だと思うのです。ですから、その点、その報告が非常に遅れたことも踏まえて、どうしてこの時期になってこういうふうに報告が行われているのかということについて説明していただきたいと思います。

○高村室長 冒頭申し上げたとおり、本来、この件につきましては、昨年度は十分御相談すべき案件だったと承知しております。権利義務譲渡という形をとっておりまして、いわゆる契約変更という形をとってないものですから、そこは手続きとして、我々として必須だという認識がいまいかなかったと。あらかじめそのときに内閣府さんに御相談しておけば対応の方策があったのでしようけれども、そのことについて今年度になって御指摘を受けてしまったということで、情報共有がちょっと十分でなかったことについてはお詫び申し上げなくてはならないと、そのように考えております。

○小林主査 では、この件につきまして、御質問・御意見をお願いしたいと思います。

○佐藤専門委員 資料4-1に書かれていることの補足で伺わせてください。直接の御質問は、8ページ目のところ、「東北地域づくり協会の事業譲渡結果」の右側の絵ですがけれども、東北建設協会24.7億円が、下に書かれている4社にそれぞれ足し算すればこの数字になるわけですがけれども、この24.7億円は国交省との間の契約金額という理解でよろしいのですか。

○高村室長 それで結構です。

○佐藤専門委員 各社への業務の件数と受託の対価の割り振りですね。これがどういうふうに行われたのかというのがちょっとよくわからないのですが、また、後でお聞きしますがけれども、この4社が直接に今は国交省との間で契約をこの対価でもって締結している状態だと、そういう理解でよろしいですか。

○高村室長 このうち、今どれだけ継続しているかというのは、複数年契約のものは今継続していることになります。昨年度終わった業務も中にはあると思いますので、これが全て今継続しているということではないですが、譲渡された時点ではそのまま新しい会社がやっておるということになります。

○佐藤専門委員 そうすると、新会社が業務を実施すると、国交省さんからそれぞれの新会社さんに対して対価をお支払いになるという、そういう関係だと理解してよろしいです

か。

○高村室長 契約総額になりますので、移籍した以降の部分については、当然、新会社から給料とかも払われますので、国交省から払われるお金はこの金額になりますけれども、その金額がそれぞれに分かれていくということになるかとは思いますが。

○佐藤専門委員 わかりました。

そうすると、この東北建設協会の事業譲渡については、同じ資料の4ページの事業譲渡の形態のうち「イ」の方法、既存会社に対する譲渡を行ったという理解でよろしいわけですね。この方法をやると、建設弘済会から既存会社に事業譲渡を行ったことの対価として「③代金支払」という矢印がついているのですけれども、8ページの先ほどの図で、この譲受人となった4社は、ここに書かれた金額はそれぞれ東北建設協会に対して事業譲渡の対価として払っているということですか。

○高村室長 そういう意味では、その内訳を我々は完全に把握しているわけではありませんが、相当分としては、実際、東北建設協会が契約譲渡時までにするのにかかった経費、当然、それは給料であったり、その他諸々の経費、その相当分がこの各会社から東北建設協会に支払われたというふうに理解しております。

○佐藤専門委員 今おっしゃった金額は、業務履行済みの対価として、国交省からお支払いを受けているのではないのですか。

○高村室長 その相当分だと考えていただいて結構です。

○佐藤専門委員 そうすると、4ページのポンチ絵で、事業譲渡の対価として、「代金支払」と書かれている部分は、将来履行する業務についての代金と、事業の価値としては、国交省さんから業務履行をすれば受け取れるわけだから、将来の未履行の業務についての対価の支払いという形で理解すればよろしいのですか。

○高村室長 おおむねその金額というふうに理解しています。

○佐藤専門委員 そうすると、未履行の業務の対価として、建設弘済会が受け取った代金はどこに行くのですか。

○高村室長 未履行はもともとの会社、譲り受けた会社になります。履行済みの金額が東北建設協会に行くということになります。

○佐藤専門委員 国交省さんからお支払いを受けた金額との関係はどういうふうに整理されていますか。

○高村室長 国交省は年度末にお金をお支払いします。その際に、その支払った金額のうち、東北建設協会が実施するのににかかった経費相当分が東北建設協会に支払われているというふうに聞いています。

○佐藤専門委員 ほかの委員からも、多分この辺は御質問があると思いますが、要は、譲受人の選定をして4社、各契約金額の割り付け、業務の割り付けがこういうふうに結果的に行われるについては、この資料の7ページに書いていただいている、これはどうなんでしょうかね。14番で「譲渡の対価に関する考え方」があるわけですがけれども、当然、弘済

会の立場から言えば、一番高く買ってくれるところという公募ではなくて、もう既に、金額は国交省さんとの間の締結済みの一部の未履行業務の24.7億という縛りがある中で、各社さんが、自分はこの事業は幾らで譲り受けますということについては、特に価格の御提案は求めてないという理解でよろしいですか。

○高村室長 譲受けに対して、ここは対価がどうなるかについても、そういう意味ではこの第三者の委員会をつくったというのは、まさにそここのところも検討として中に入っているということでございます。事業譲渡という名前を聞くと、いかにも何か対価があるように見えるのですけれども、実は、今回とにかく国土交通大臣からの要請という形で、仕事を取り上げる形になります。ある意味で法的な効力がある行為ではない要請を受け入れていただくに当たって、各弘済会が主体的にどうやって雇用を確保するかということを念頭に置いております。したがって、必ずしも弘済会に入るお金が高いというよりも、雇用の確保というバランスを併せて検討した結果でこの4社を選んだと聞いておりますので、価格だけの競争にこの民・民間がなっているわけではないというふうに認識しております。

○佐藤専門委員 この資料の7ページの14番の「譲渡の対価に対する譲受人としての論理構成が妥当か」は、そうすると、これは100点か0点かという評価項目だったのですか。

○高村室長 この中身がどうなっているかについては、我々は承知しておりませ。

○佐藤専門委員 わかりました。

私からは以上です。

○石堂副主査 全体として見ると、2ページに、行政刷新会議が22年にこう言ったというところからスタートするのですけれども、結局、最初のところに、「実施機関を競争的に決定」と書いているのですね。これは何となく官民競争入札にかけるか。その官のほうは建設弘済会そのものであるのかもしれない。あるいは、民に押し出して、民間の入札にかける。どちらも読めるような気がするのですけれども、これはいわゆる市場化テストのときに、イギリスで始まったとき以来の問題として、官の側にいる人間をどうするのかということについての配慮が全くない決定をしてしまっていて、その後の走り方としては、国土交通省の関心は、建設弘済会にいる人間をどうするのかというほうに集中しているから、今行われているような、再雇用の場をどう確保するかもって会社を選定するというふうにどんどん走っていったように見えるのですね。22年度に出ている行政刷新会議の「実施機関を競争的に決定する」はもう絵空事になっているような気がするのですよ。ですから、そういう意味では、22年5月24日の事業仕分けが、極端に言うと、非常に無責任な、ともかく今建設弘済会がやっているものは民に出しなさいということだけを言い放って終わっていて、では、そこにいる4,000人、全部ではないのかもしれないけれども、その人間をどうするのかということについては全く配慮を欠いていたがゆえに、今のような状態になっているというふうに見えるのですが、それは違うのですかね。

○高村室長 行政刷新会議、これは公益法人仕分けでございますので、一応事業の中身を仕分けすることになってはいますけれども、ターゲットが公益法人、今回の場合は弘済会と

いうことになります。ここの5月24日の事業仕分けについては、弘済会に対して「事業撤退しなさい」と言ったわけではございません。弘済会も含め、まさに市場化テストみたいな世界かもしれませんが、「競争的に決定しなさい」ということをここで言われております。

それとは別に、国土交通大臣からは、それ以前から多分大臣御本人の思いがあったと聞いておりますけれども、事業仕分けは事業仕分けとして、それとは別の形で、とにかくこの仕事から撤退するんだという判断をなされた。それを我々はどう具体化するかについて、副大臣以下検討チームをつくって、「どうやったら雇用を確保しつつ撤退することができるか」という命題を与えられて、結論を出したという、そういう仕組みになっています。ちなみに、22年7月6日は、公共サービス改革法に基づきます基本方針において、この事業を市場化テストにかけるという閣議決定がなされた日と同日でございます。

○井熊副主査 先ほど佐藤先生からも御指摘があったとおりですけれども、事業譲渡が行われたと言っているながら、何で金額が一緒なのだろうか、24.7億円がどういう形でこの4社に振り分けられたのだろうかとか、そういうプロセスがよくわからなくて。基本的には、お話を聞いている限り、これはここにあるような評価項目に対して、いわゆる総合評価的な評価が行われたのではなく、雇用条件とかそういったものを前提として、その付帯的な条件としてほかの条件が評価されたのだというふうな御説明に我々にとっては聞こえるのですね。だから、その辺のプロセスがどういう感じだったのかというのをもう少し御説明いただきたいと思うのですね。

○高村室長 そのこのところが我々も難しいことが実はございまして。大前提として、「主体的に決めてください」と我々は一回決めて、条件としてお渡ししているというのがまず1点。それから、民・民間での交渉事になっています。したがって、この10社さんに対しては、東北建設協会は守秘義務を負っております。内容については公開しないことを前提として、会社の経営状況とか、さまざまな内部的な方針等について説明をしてもらったと我々は聞いております。したがって、その内容について我々が説明できないのは、つまり、情報として外に出せないということがございます。

それから、もう一点、私、雇用のことを中心に申し上げましたけれども、雇用はやはり大事ですが、実は雇用が確保されるということは、従前、長年、建設弘済会において実際そういう仕事をされてきた人がそのまま移るということでございます。この仕事について一固まりで、ある意味チームで移ると。実は、そういう意味では我々から見た場合、例えばある事務所は、契約先は変わるけれども、ふだん仕事をやっていただいている方は同じという形がとれるわけです。つまり、これはほとんどかなり人間に付随している仕事ですので、業務の質を確保するという意味でも、この雇用の確保はほぼ同業に近いという意味で、ここの18の項目はある意味で言うと、我々から見てもある程度道理にはかなっているのかなと、そのように考えております。

○井熊副主査 ここに書いてある内容が別に道理にかなってないと私も思っているわけで

はないのですけれども、ただ、説明をしていただきたいと言うと、説明はできないと。その評価のプロセスみたいなものは、民・民間での問題であって説明はできない。となると、ここにある条件は一体何だったのだろうかというか、その評価のプロセスが公開できないとなると、実際ここにある条件は本当に尊重されたのかどうかということすらわからないということになりますね。

○高村室長　そういう意味では、我々としては、今回も東北建設協会に、この委員会にお示しする上で、可能な範囲で情報を出せるものをお出してくださいということで、これも要請の世界で用意したということでございます。結果として、ここまでなら大丈夫であるということでございまして。ある意味、民・民間の契約譲渡の部分をどこまでつまびらかに外に出せるかということについては、我々はこれまで条件づけしておりませんでしたし、それはある意味23年のときの弘済会等に対する約束のようになっておりまして。要は、上乘せで条件をつけるかどうかというのはまた別問題かと思えます。

○小林主査　ですが、この発注者支援業務自体は、この市場化テストのアンブレラの中でやっているのですね。ですから、民・民間だと言って、今、プロセスのところはどういうふうに競争性が確保されて、どういうふうに公平・透明になっているかということ私たちは知らない、国民に説明ができませんね。

○高村室長　そのところが、そういう意味では、最後ちょっと申し上げましたけれども、この公共サービス改革法に基づく仕事と大臣の御指示のもとでやってつくったスキームという2つのスキームをどうやって両立させようかということは、我々もこうすればできるというところをどこまで御納得いただければよろしいのか、正直ちょっと難しいところがございます。これではだめだということであった場合、さらなるどんな要請をすればいいのか、それを聞いていただけるものかどうかがよくわからないというのが正直なところでございます。

○小林主査　先ほど、「民・民間ですから」というようなお話がありましたけれども、この公共サービス改革法の枠組みの中で行っている事業は、どういうふうに公平性が確保されているとか、競争性が確保されているかということ、そのプロセスにおいて、官民競争入札監理委員会が全部チェックをする。だから、「議を経る」ということになっているわけですね。そこで国民に対する説明責任を担保している。だけど、今のところ、民・民間だからわからない、どこまで情報が把握できるかわからないと言われたときには、そこはもうグレーというか、透明性が確保されてないわけですね。だから、説明ができませんね。その意味では、公共サービス改革法を無視しているというふうにも言うことができるのではないかとさえ思えるのですよ。

○井熊副主査　それから、この譲渡に関して説明をしてほしいということもあれば、仮に民・民間であっても、そういう説明に対して合意をしている民に対しての譲渡を行うべきなのではないですかね。だから、「譲渡に関して説明をしてほしい」と言っているのだから、「その説明はします」と言っている民間に対して譲渡すべきであって、だから、民間

選定の順序が逆な感じがするのですよ。

○高村室長 済みません。そういう意味では、この譲渡のスキームがある意味並行して進んだ関係もあるのですけれども、譲渡のスキームは、そこを求めなかったというのがありまして。そこはそういう意味では今から見ると、上乘せの条件づけを弘済会等にするというところに形上はなります。

○井熊副主査 そうすると、公的な債権の譲渡に関して、説明責任を果たせない民間に対して譲渡を認めたのかという話になってしまうわけですね。それはちょっと変なのではないか。そのプロセスとしておかしいのではないかと思います。

○高村室長 我々としても、なかなかそこにするお答えがないのは、現実としてそうなっているからでございますが、少なくとも当時は、「それでやってくれ」ということでお願いしたと。弘済会等に対して、「この条件で事業譲渡をしてくれ」とお願いをしたというのが事実でございます。

○尾花副主査 いろいろな解釈があるとは思いますが、公サ法上は、契約変更はともかく、解除により相手をかえたときには、官民競争入札もしくは民間競争入札の実施、もしくは国が直接やるか、やらなければいけないと。もう一回きちんとした入札手続きをとりましょうというのが、この第22条2項に書かれている。にもかかわらず、実施主体が変わったのに、適正なプロセスがとられてないこと自体を非常に懸念しています。

さらに、21条2項に関して、「御報告」というような言葉をよく使われるのですが、解釈もいろいろあるとは思いますが、現状、21条2項違反なので、その違反について、今後、また、事後、変更するから、報告することによって何か21条2項を処理していることを要請されるとすると、この条文に反するのでとてもできないので、21条2項に違反しないように、事前の承諾に代わるような包括的な、さらに、22条2項にある、人がかわったときに民間競争入札をしなければいけないという条項の趣旨に沿うような、パッケージの何か御提案があって、それに基づいて、それなら納得ですというような返答ができ得るかもしれないとは思いますが、パッケージがないまま、事後に、かわったら報告しますという形だと、委員として、法律を履行することを委嘱されている者として、なかなか「うん」と言えないような気がしています。

○高村室長 今回、後で報告というふうに書いてありますけれども、パッケージとしての包括承認みたいな形は、それは形としては、内閣府さんとの御相談ということになるかとは思いますが、形式として、そこは結構ぎりぎりのスケジュールでやっている中で、円滑に事業譲渡が行われるやり方をうまく見つけるのかなというふうには思っております。

○尾花副主査 そういたしますと、法が要求しているのは、人がかわったら、民間競争入札を実施しなさいと書いてあるので、それに同等な程度の何かパッケージ的な仕組みを御提案いただきたいなと個人的には思っています。

○佐藤専門委員 今の御指摘を、国交省さんは何を説明しなければいけないかという問い

を、ちょっと別の質問で投げかけたいたのですけれども、会計法上の契約のイロハとして、入札を実施して、落札者の地位が決まりましたと。落札者の地位は譲渡できないのですね。なぜ譲渡できないかという、これはあたかも入札で選ばれた人が勝手に自分の裁量で仕事を配って、しかも、発注者と直で契約してくれという仕上がりになってしまうと、これは随意契約でその契約を国交省さんが発注されたのと何ら変わらない結果が出現してしまっているわけですね。結局のところ、この10社あったうち、この4社に仕事をどうやって配ったのかという辺りとか、価格の点についても、割り振りをどうしたのかという点についても、今御指摘のあった条文は、人がかわるといのは、多分契約変更ではないのですね。

○高村室長 そのこの契約書上の文章は、8ページの左下に、（権利義務の譲渡等）という形で書いております。本来であれば、当たり前の話ですけれども、確かにおっしゃるとおり、普通は、合併するとかそういうことがない限り、もともと契約している人がかわるといことは普通はないはず。これはそういう意味では変な話、国土交通省が譲渡しなさいと言っているから認めるみたいな、そういう形の、そういう意味では違う世界で御指示のもと仕事を進めているので、「譲渡しろ」というのがある意味の一方の我々の果たさなくてはいけない仕事なので、少なくともその仕事がきちんと施行される、実施体制がしっかりしていれば認めましょうという、そういう仕組みのもとで整合性といいますか、形を繕っているということでございます。

○佐藤専門委員 見え方の問題ですけれども、要は、今回のこの一件がなければ、事業仕分けに始まる一連の事象がなければ、ここに書かれている4社はこのお仕事にありつかなかった可能性は十分にあるわけですね。

○高村室長 それは当然ですけれども、ほかの仕事は取っている方々なので、ゼロではないですけれども、年度途中に加わることは、それは当然ありませんでした。そういうことがなければ、途中で仕事を放り出すなどということは通常の会社では考えられないので、当たり前ですけれども、そういうことはなかったと。それは事実だと思います。

○小林主査 しかしですね、これは建設弘済会がこういうふう譲渡をすることができるというわけではなく、建設弘済会が受けたこの仕事は、国民のために受けているわけですね。だから、国のためにやっている、国民のためにやっている業務ですね。それをこういう形で譲渡をして、事後報告するというのは、本当に公サ法の趣旨を無視していることなんです。だから、この案件自体だけではなく、これから800ぐらいある案件が、本当に透明性・公平性・競争性が確保されて、ちゃんと適切な事業者へ透明な形で受け継がれるのかということについて、官民競争入札監理委員会はそれをチェックするという、それが「議を経る」ということですから、国民に対して、チェックする責務を負っているわけですね。それが、800の事業の中で、本当に800全部うまくいきましたというのをどこで担保するのか。これは事務局がつくったので非常に申しわけないのですけれども、この事務局の案の対応では担保し切れなと思いますね。だから、それをどう担保していったらいいのか。

これだけ、国交省が監理委員会に対して、対応とか報告したことに基づいてしか、事後的にしか監理委員会は何もできない、アクションが起こせないわけですから、それは事業のやり方としては非常に問題があるし、国民に対する説明責任が果たせない。公サ法は非常に重要な法律だと私は思っているのです。国民に対して、サービスの質と公平性を確保する、競争性の中で確保していく。その責任を監理委員会が負っているわけですから、監理委員会を無視して、このすごく大きな事業、もちろんこういう弘済会については1者応札が多くて問題がいろいろありますねということは、委員会の中でも国交省さんとも議論をしているところですけども、このままでは、私は、入札監理小委員会の主査としては、監理委員会に報告できませんけれども、これはどうしたらいいのですかね。

○石堂副主査 先ほどの説明の中で、権利義務の譲渡であって、契約変更ではないと考えていたという趣旨の。

○高村室長 形上ですね。

○石堂副主査 でも、それをおっしゃるということは、公サ法上何が書かれているか。契約変更であれば、当然、監理委員会にかけなければだめだけれども、これは違うという認識を持っていたと考えていいのですか。

○高村室長 そこら辺りの認識が十分ではなかったということについて、お詫びを申し上げます。

○井熊副主査 今、私どもは、先ほど来、主査が言われている役割を任じられている委員なので。その中で、法律の趣旨に沿っていないとか、会計法上の問題があるときに、「はい、いいです」ということはできないのです。ですから、先ほど尾花副主査が言われたように、説明できるような形にして、もう一回御説明くださいとしか言いようがないですね。現状の段階では、よくわからないことが多過ぎて、これで透明性をもって事業者を選定したとか、資産を配分したとかというふうには思えない。それがよくわからないのです。ですから、そこのところを我々が理解できるようにしていただかないと、「これでいいです」と言いようがないのです。意見の相違とかそういうことではないのですよ。「ああ、わかりました」と言うような情報がないのです。

○高村室長 わかりました。

我々もそういう意味では、通常であれば、当然、最初から権利義務なんていうのを認めない世界を、認めるようにこれは御指示に基づいてやっておりますので、そういう意味ではそごがどうしても生じることについては理解しております。それをわかるような説明を一個一個するという事なのであれば、当然ですけども、弘済会の協力を得ないとそれはどうしようもないことですので、その協力を得られるかどうかについては確認させていただきますが、強制力はどうしても持ち得ない。なぜならば、事業譲渡をしたいのは彼らではなくて我々の側にあるという事情がどうしてもあることについては、御理解はいただけないかもしれませんが、申し上げざるを得ないということでもあります。

○小林主査 そうしましたら、例えば5ページとか7ページとか8ページ、何でここが、

4件で4.0億円とか何とかこう振り分けられたのかということについての十分な説明資料を求めたいと思います。

○高村室長 繰り返しになりますけれども、我々は要請はさせていただきます。我々がつくる資料であれば、幾らでもお約束できるのですけれども、強制力を持ち得ないので、そういう意味では頭を下げて、平にお願いしますという世界でどこまで出していただけるかということになってしまうのですけれども、そういう作業についてはさせていただきます。

○石堂副主査 考え方が、先ほど私が聞いたように、権利義務譲渡であって、契約変更ではないというところが不十分だったという御発言があったのですけれども、これはいろいろやっていくうちに、結局、「国土交通省が法律違反です」という結論しか出てこない可能性があるわけですよ。今、説明をいただければ何とかクリアできるのかということの説明を説明をと言うのですけれども、どちらかという、「公サ法違反をやってしまいましたね」という話しか残らないような気がするのですね。だから、協力が得られれば資料を出すとか出さないとかというのではなくて、「国土交通省として公サ法違反をやったという認識をお持ちになりませんか」ということになっていくような気がしております。

○高村室長 済みません。「努力します」としか。相手がある話ですので、努力はさせていただきます。

○石堂副主査 資料をいろいろ出せば、その公正性が確保されているとか証明されるという前提でお話していますけれども、それよりも手続的に、もう公サ法違反をやってしまったということになりませんかということですよ。

○高村室長 そのところでは、認識は十分ではなかったことについては、これはもうお詫び申し上げしかないということで、お詫びしておるところでございます。

○石堂副主査 いや、お詫びされても法律違反が消えるわけではないので、そこは、申しわけないけれども、すごく厳しい立場に立たれていることにならないかなと思うのですね。だから、事後の承認とか、あるいは、「説明します」と言っても、きょう話を聞いていると、「やっちゃいましたね」という感じに近いような気がするのですね。

○尾花副主査 1点、実施要項の標準の権利移転の条項を見てみたところ、権利の移転はできるとは書いてあるけれども、権利義務まで移転できる、しかも、国交省の承諾があった場合という条項は非常に珍しいと思うのですが、これは実施要項の段階から故意にどうか、わかっていながらこういう形をとられたというふうに、今までの説明を聞くと少し邪推してしまうのですが、そういうわけではないですか。

○高村室長 そういうことは全くございません。

○尾花副主査 今、過去の譲渡についての説明ということでいろいろ意見が出て、全くそのとおりだと思うのですが、この御提案によりますと、将来の800についても報告でというような御提案のようにも見えるので、それについては、先ほど来、私個人で申し上げている、人がかわった場合には同等の手続きという公サ法の趣旨に基づいた何か選定の透明なパッケージの提案をいただいて初めて、御報告を受けて、こちらとしては「納得しました」

というような手続きになるかと思うのですが、その点についても、個人的には、お考えいただきたいと思います。

○高村室長 それは、先ほど申し上げましたとおり、パッケージがどういう形があり得るのかは、内閣府さんと相談させていただきたいと思います。

○尾花副主査 わかりました。

○小林主査 とりあえずは、5ページ、7ページ、8ページの説明の御用意いただきたいことと。

今後も含めた、事務局の対応（案）は、委員の先生方、今のところ認められないという結論でよろしいですか。

（「はい」と声あり）

○小林主査 ということです。

○高村室長 例えば8ページの説明をする場合、先ほど申し上げましたように、民間からのデータでございますので、この会議の資料については基本的に公開と聞いておりますけれども、もしできるのであれば、その資料については非公開としていただければ、我々としてもより交渉はしやすくなるのですが、いかがでしょうか。

○小林主査 それはできますよね。

○古矢参事官 それを非公開にするのは可能です。

○高村室長 それを前提として、できる限り資料を用意してもらいたいと思います。

○小林主査 では、そういう小委員会の見解ですので、今後の検討については、事務局のほうでお願いします。

○事務局 2点あったと思うのですが、平成22年度に実際事業譲渡してしまったものについての補足的な説明と、尾花先生がおっしゃっているように、今後、800件事業譲渡していく可能性があるもののパッケージ的な承認のとり方をどうするかという点だと思うのですが、こちらについては国土交通省さんと相談しながら整理いたしまして、再度、小委員会で御説明させていただきたいと思います。

○小林主査 ただ、これは、先ほどいろいろ委員からあったとおり、本当に公サ法違反なんです。だから、原則これは本当にだめなんですということが前提なんです。ただ、もうやってしまったことについて、そこがどういうふうに透明性とか公平性とかが担保されているのかということは、監理委員会として確認しなければいけないということですね。まずは確認する。確認した上で、では、今後どうしていくのかということをもた検討しなければいけなくて、これは事務局サイドと国交省というよりは、委員会の場で議論していかなければいけない重要な案件だと思いますので、それは十分にそういうふうな認識をお願いしたいと思います。

○事務局 では、1点目の24年度の実績の確認をしてから次の議論に進んでいくという段階的な議論の進め方ということでよろしいでしょうか。

○小林主査 はい。

では、そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現実に動いていることと公サ法上で踏まなければいけない手続きというのは、これは非常に大きな責任がありますので、慎重に検討したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、重ねてよろしくお願ひします。